

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 13.3定 ）			
日 時	平成 1 3 年 9 月 2 1 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 2 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	北野委員長、前田副委員長、横田・成田・中村・斉藤（裕）・新谷・小林・渡部・佐々木（政）・高橋・斉藤（陽） 各委員		
説 明 員	市長、収入役、水道局長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤裕敬委員、渡部委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。

松本聖委員が斉藤裕敬委員に、古沢委員が新谷委員に、見楚谷委員が横田委員に、佐々木勝利委員が渡部委員に、秋山委員が高橋委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。自民党。

○ 前田委員

引き船の民間委託について

代表質問でも取り上げておりますが、まず最初に、引き船の関係をお尋ねしていききたいと思います。

行政改革の新しい実施計画の中で、引き船の民間委託が取り上げられているとお聞きしておりますが、現在までの進捗状況についてお聞かせください。

○（港湾）港政課長

確かに、新しい行政改革の実施計画にも位置付けられておりますが、現時点までの進捗状況でございますけれども、まず一つ大きくは受皿の問題と、もう一つは、現在おります職員の今後の業務の問題、それら二つが大きい課題として挙げられておまして、それらの個々にどういう問題があるか、課題があるか、それらについて現在検討を進めている状況でございます。

○ 前田委員

それと、昨年、市長が韓国ですか、中国ですか、そういったところにポートセールスということで行っていると思います。

また、この間は8月ですか、サハリンの方にも行っているようでございますけれども、この辺のポートセールスの現状と見通しをお聞かせください。

○（港湾）港湾振興室長

ポートセールスの現状でございますけれども、従来から、庁内の関係部局との連携はもとより、市内の民間も含めましてつくってございます小樽港貿易推進協議会、これらとの連携の中で、国内外を問わずポートセールスをしてきているところでございます。

ただいまの前田委員からお話がございました中国航路とサハリンの定期航路等を含めてお話を申し上げさせていただきますと、中国航路の部分につきましては、小樽港と中国との航路の部分について関心を持っている船会社もありますことから、これらの船会社と鋭意お話しを進めておまして、何とか中国航路の実現に向け取り組んでまいりたい、こういう状況でございます。

それから、サハリンの関係でございますけれども、先般、ホルムスク港との姉妹港提携10周年、今年は、こういう年に当たりますことから、この年を契機として、さらに一層の交流を深めようということで、市長を団長として11名がサハリンを訪問してございます。

一時中断がございましたけれども、12年から日ロ定期航路が定期化されまして、毎月月末に1回入ってございます。

このたびの訪問に際しましても、改めて覚書を締結いたしまして、この中で、今後一層の交流を深めていく、人

と物との交流ということでございますけれども、そういった交流をさらに深めていこうということで、これからはホルムスク港だけではなくて、ロシアとのつながりがありますコルサコフ辺り、いわゆるホルムスク、ワニノ、それから小樽港、これを結ぶ航路の実現と一緒に取り組んでいこう、こういうことでお話し合いをさせていただいたところでございます。

○前田委員

取り組んでいるということは、今お聞きしてわかりました。それで、見通しということもお尋ねをしております。これは、取り組んでばかりいても、見通しなどというのはどうなのですか。今日、明日ということではなかなか実現はしないかと思えますけれども、見通しということについてお聞きしたいと思います。

○（港湾）港湾振興室長

見通しということでございますけれども、サハリンとの関係のことで申しますと、12年から定期航路が再開されたということで、まずは月1回というものを、これの維持のために物を集めると申しますか、そういった努力を重ねていって、それがワニノとの航路の開設につながっていく、こういう努力をしているということでございまして、これが直ちに今すぐ実現するというような状況にないことはご理解いただきたいと思います。

それから、中国航路の件でございますけれども、かなり話は進んでおりますけれども、これが直ちに今年航路が開設されるだとか、来年早々に開設されるだとか、まだ、そういうふうに申し上げられる段階でないこともご理解いただきたいと思います。

○前田委員

資料をいただいております。まず初めに、道内の主な港の引き船についてということで、こちらの方の資料をちょっと説明してください。

○（港湾）港政課長

これは、代表質問がございまして、その関連で道内の主な港につきまして引き船の運営形態等について調べた資料でございます。

それで、運営形態でございますけれども、直営で行っているのは、この調べた主な港に関しましては私ども小樽港だけでございまして、他の港は、いずれも株式会社の運営でございます。

それから、使用隻数でございますけれども、石狩湾新港の1隻から一番多い苫小牧の9隻まで、いろいろあるわけでございますけれども、苫小牧につきましては3社ありまして、トータルの9隻でございまして、2隻のところから4隻のところまでと、大体1社当たりそんな形になっております。

それから、従事いたします総人員でございますが、一番少ないところで釧路港の3人、室蘭港は3社トータルで14人という形になってございます。

それから、使用料でございますけれども、1隻の船を1時間使うに当たっての使用料でございますが、私どもの小樽港では2万5,620円から15万6,000円ほど、ただ、高いところになりますと室蘭の7万2,000円から21万円くらい、かなりの開きがあるという状況でございます。

○前田委員

それで、この表によりますと、小樽港が市直営、他港は、現在は株式会社というような形態で運営をされております。

それで、小樽港は市ですけれども、ほかの港、以前からずっと民間でやっていたものなのか、従前は公共でやっていたものを民間、株式会社になったものなのか、この辺の背景というか、ちょっと教えてください。

○（港湾）港政課長

私、すべての港をちょっと聞いてはございませんけれども、幾つかお聞きした中では、立上げといいますが、最初のころは公共で直営の部分が多かったように聞いております。それが、順次、それぞれの自治体の港の状況に応

じて、ある時期から、このような民間経営に移行してきているというところが多いように聞いてございます。

○前田委員

ということは、以前は小樽港のような形態で運営をされていたけれども、いろいろな都合で、こういう今の株式会社の形態で運営をされているということで認識してよろしいですね。

それで、これを見ていきますと、小樽の場合は、2隻で総人員が7名、ずっとこうあるわけですがけれども、割り返していくと、小樽の場合は7人で3.5人ということで、あと一般の株式会社の方は2.8人から0.75人というようなところまであって、言わんとすることは、民間の方が従事者が少ないというようなことが、この表からは見てとれるのです。

それで、小樽港もいろいろと民間で言う経営努力といいますが、こういうことをされているのだろーと思えますけれども、3.5人という数になりますけれども、この辺のところというのはどうなのでしょう、乗組員の関係は適正なものなのかどうか。

○（港湾）港政課長

確かに、総勢7人で2隻の引き船を運行してございますので、割り返しますと、1隻当たり3.5人にはなります。

ただ、実際には、私どもは基準を一応持っておりまして、1隻の引き船を出すに当たっては、最低5人の職員を乗せるということにしております。

そういう基準からいいますと、他港は概ね1隻当たり4人のところが多いかなというふうに聞いてございます。

例えば、1.何人となるということは、引き船を何隻か抱えているのですけれども、まず一遍に出るということはないそうございまして、それぞれの大きさの引き船が出るに従って、基準の4名程度を乗せて出るということが多いように聞いてございます。

ただ、一般的に申しまして、私どもの基準は他港よりは多く乗っているというのは実態でございますけれども、その辺につきましては、他港は民間経営ということもありまして、ぎりぎりのところの人数で設定しているのではないかと、こういうふうに考えてございます。

○前田委員

さきほどちょっと伺いましたら、パナマックス船なんかが入る場合は3隻必要なのだというふうにお聞きをしました。それで石狩の方からも1隻応援に来るようだけれども、今お聞きしますと、何か1隻出するのに5人というふうに聞いたのですけれども、3隻ということは、1隻は用船して、もう2隻の船が、たていわ丸などが出る場合、7人では当然足りないわけです。そうしたら、3人をどこから、臨時というのか、そういう方を、ほかの市の職員を採用してやるのですか。

○（港湾）港政課長

7名と申しますのは、いわゆる船員資格を持った職員でございまして、今、私ども港湾部の職員の中で、港湾の陸場といいますか、ふ頭の管理をいたしている職員が5名ほどおります。7名と5名が一緒の係で仕事をしているものですから、そういう2隻の仕事のオーダーが来たときには、総勢7名と5名足しまして12名、12名を2隻に振り分けまして2隻の仕事で対応しているというところでございます。

○前田委員

それで、一番下の段にあります使用料の関係、1時間当たりの単価がずっと出ていますけれども、小樽が一番安いのです。2万5,620円から25万6,870円、高いところになると7万2,500円から21万1,000円ですが、こういうようなところもありますけれども、公共だから安いのか、安くできるのか、この辺の価格というのは、1時間当たりの単価、適正価格というのはどの辺というのか、小樽市の考え方もあるだろうし、よその方の考え方、その辺の整合性というのは、小樽市の単価から見ても取れるのか。どうなのですか。

○（港湾）港政課長

引き船の単価で、どの程度が適正な水準かというのは大変難しいことかと思いますが、さきほど申しましたように、他港は民間経営でございまして、純然たる収益を持って費用を賄うといいますが、株式会社として成り立つためには、最低この程度の収入が要するという中で料金設定をされているのだろうというふうに思っています。

私どもの料金は、確かに低いのですけれども、この辺につきましては、資料にもありますとおり、石狩湾新港などの料金を勘案してといいますが、そういうことも必要な面もありまして、それから、市として小樽港を使っただく、小樽に入っただく、そういうような形の、さきほどありましたけれども、一つの港湾の機能としてのアピールを図るという意味からも、料金は低く目に設定しているということでございます。

○前田委員

利用者側にしてみれば安いにこしたことはないのですけれども、あまりにも価格の格差が大きいと思うのです。

それで、値上げをするということになると何か問題があるのか、発生するのか、この辺はどうなのですか。

○（港湾）港政課長

実際、第2回定例会でも一部引き船の使用料は改定をさせていただきました。その部分につきましては、やはり今のような他港との比較の中で、かなり小さい船に対応するときの料金が、階層の料金の、階層の中でも特に低かったものですから、その辺あたりを中心に改定をさせていただきました。

改定することに対してのネックといいますが、その点になりますと、さきほど言いましたように、小樽港としてどういうスタンスでいくかということになるかと思えます。その辺につきましては、関係業界のご意向なども参考にさせていただきながら、どの辺の使用料まで改定させていただくことが可能か、その辺を探りながら実施していくという形になるかと思えます。

○前田委員

値段だけのことを取って議論するとき、値段が安ければ入ってくるというのであれば、小樽港が道内で一番安いわけですから、よその方の高いところに行かないで、みんな安いところに来るのですけれども、現実論として、そういうことにはなかなかありません。やはり必要だから小樽港を利用する、入港して来るということになるのだろうと思います。

だから、価格というのがこんなに格差があるのですから、ある程度上げても利用される方は利用するのではないかというような気もするのです。

もう一度お聞きしますけれども、同額程度にした場合に何か障害が発生するのですか。

○（港湾）港政課長

実際、それぐらいの設定といいますが、料金を上げるということで、いろいろな関係機関なり関係業界の方とご相談をしたことがございませんので、具体的には申し上げられませんが、ただ、言えますことは、確かに、料金が低いかからといって船が入るということではございませんけれども、小樽としても、これだけこういう努力もしているという中を何とかおわかりいただいて、極力、船も入れていただきたいということで市のスタンスとして行っているということでございます。

○前田委員

それで、よその港の株式会社、これの収支というのは採れているのでしょうか。調査したことはありますか、お聞かせください。

○（港湾）港政課長

申し訳ございません。

個々の会社について調査はしたことはございませんけれども、港湾管理者にお聞きしましたところ、これぐらいの設定の中で、その業務から引き揚げるといふ話も出ていないということからしますと、会社としての経営は、ある程度成り立っているのだろうというふうには思います。

○前田委員

株式会社ですから、当然、赤字が出れば撤退なり廃業なりするわけですが、これは以前の他港の関係、公共であった部分もあるということはさきほどお聞きしましたけれども、今の形態に変わって、苫小牧だとか、室蘭、函館、釧路とありますけれども、これは行政からの補助金も含めて運営されているのでしょうか、どうなのでしょう。

○（港湾）港政課長

お聞きした範囲の中では、そのような行政からの支援はないというふうに伺っております。

○前田委員

ということになると、当然、収支のバランスは採れているということになりますね。その前提ですね。そうでなかったら、この会社が成り立っていないわけであります。

それで、もう1枚の資料をいただいています。引き船に関する収支状況、これについて今度は伺っていきます。とりあえず収支状況の関係をちょっと説明してください。

○（港湾）港政課長

平成8年から5年間にわたります収支状況、私ども、小樽港の引き船の収支状況を掲載させていただきました。

まず、収入の部では、引き船の使用料でございますけれども、これにつきましては、平成8年4,480万ほどから経年度当たり減少が続いておりまして、平成12年度は3,300万ほどになってございます。

それから、雑入と申しますのは、さきほどちょっとお話が出ましたけれども、私どもでも、引き船の数が足りないときには石狩湾新港から応援を頼むということがございます。この収入は、逆に私どもが新港に応援に行ったときに向こうからいただく実費相当の額でございます。

それから、支出の方でございますが、職員給与費につきましては、さきほど説明申し上げました7名の船舶担当職員分の職員給与費でございます。

それから、船体整備費につきましては、それぞれの船が6年に一度定期検査を受け、3年に一度中間検査を受けることになってございます。それらの定期的な検査にかかる経費と現実的な修繕にかかる経費の合計でございます。

それから、公債費でございますが、一隻の船を平成3年に買替えましたときの公債費がまだ残っておりまして、その分の元利償還金の額でございます。

それから、管理経費は、その他燃料ですとか消耗品の、いわゆる船を運行するに当たっての必要な諸経費となります。

都合、収入と支出を差し引きますと、一番下にあります差引額となるわけでございますけれども、黒三角が出ておりますとおり、いずれも差引きにおいてはマイナスというふうになってございます。

○前田委員

この引き船使用料の部分が平成8年から12年の5年間、隻数というのは、利用回数というのは、ちょっとこれを先に教えてください。

○（港湾）港政課長

隻数と申しましょうか、大体の出動回数と申しましょうか、それでちょっと申し上げたいと思うのですが、いずれも2隻ございまして、どちらも110回から130回程度、大体1年間にそれぐらいのオーダーがございまして、

これは最近の12年度ぐらいの実績でございまして、それ以前は引き船の要請がもっと多うございましたので、回数は多かったという形になります。

○前田委員

それで、これを見ていきますと、収入は4,500万から12年度で3,400万、ずっと減少傾向にあります。それで、支出の関係、職員給与費というのが支出の約5割、当然、これを見ればわかりますが、収入と比較すると給与費の

方が収入より上回っています。8年から12年までの5年間、4,600万、5,200万、5,400万、5,200万、5,300万、これが今の職員給与費ですけれども、全部収入を上回っている。

それと、船体整備費が平成10年7,300万、突出して多い。この辺はどうなのですか。

○（港湾）港政課長

前段の方の使用料と給与費の比較の中では、確かに、おっしゃるとおり表のとおりでございますので、給与費の額が上回っているというのは、そのとおりでございます。

特に、ここのところ引き船の要請回数といいますか、それが減ってきておりますので、この二つを比較した中で逆転現象といいたいまいしょうか、そのマイナスカバーというのは拡大しているのは事実でございます。

それから、平成10年の船体整備費の額が突出いたしておりますのは、この当時もご説明したのですけれども、引き船1艘の事故がございまして、その部分の修繕に3,500万円ほど要したというために船体整備費が突出しているということでございます。

○前田委員

これは平成8年以前ですか。当然、利用回数といいますか、出動回数が多かったのだらうと思いますけれども、小樽港は100年ちょっとたちますが、収支のバランスが採れていた時期というのはあるのですか。

○（港湾）港政課長

さかのぼりまして、資料が今手元にございませんので、申し訳ございませんが、作ってございませんけれども、一般的に8年当時の使用料と経費のバランスというのは、それをさかのぼること4、5年は同じような傾向にございますので、そういうことからしますと、私どもの運営する引き船の収入のみをもって経費を賄っていたということとは、過去にもなかったのではないかと考えております。

○前田委員

ということは、引き船業務というのは、ちょっと不勉強でいつかというのは私もちょっと、毎年赤字でずっときて、バランスが採れた年がなかったというようなことだらうと思います。

それで、2隻ありますけれども、耐用年数というのはどうなのですか。それと、更新時期の関係、これをちょっと教えてください。

○（港湾）港政課長

一つ目は、どちらももう船体が20年を超しておりまして、耐用年数は超しているというふうに聞いてございます。船の耐用年数の考え方がいろいろあるように聞いておりますけれども、一般的にいう耐用年数は、もう超えているという形で聞いております。

それから、更新の計画でございますけれども、そういう状況からすれば、更新を考えてもいい時期ではないかとは思いますが、委員からのご質問もありますように、今、業務自体を委託に向かって行政改革も進めるという中で、果たして今どういうタイミングで船自体のことを考えていったらいいのかというふうなところも併せて検討しておりまして、申し訳ございませんけれども、現段階で更新についての結論は出てございません。

○前田委員

民間委託の想定は、当然、今お話を伺っていて想定をされているというふうにとっておりますけれども、この関係を民間に委託した場合の試算というのか、こういったことをしたことはありますか。考えたことというか、試算したことというのはありますか。

○（港湾）港政課長

まだ、試算段階までは行っていないのが実態でございますので、いたしておりませんが、例えば、12年度の決算状況を見た中で、いわゆる船体の整備費を抜かしますと5,000万円ほどの赤字というふうになります。

さらに、買った船の償却費、公債費を除きますと、2千5、6百万円の赤字という形になります。この主たるも

のは、さきほど言いましたように使用料と人件費の差という形になりますので、その辺をどれだけ圧縮していけるのかという辺りが一つのポイントになるのではないかなというふうには考えてございます。

○前田委員

平たく言うというか、ちょっと言い方は悪いのですけれども、1万円札を3,000円で売っているような状況が毎年続いているのです。私も1万円を3,000円で売っているのなら買いに行きたいと思えますけれども、これは、そのような状況なのです。こんな1万円を3,000円で売っているようなことは、まず、一般の民間会社では当然考えられるような状況ではない。結局3日と持たないと思えます。

それで、これは1万円を限りなく1万円に近く、また、それ以上にということにしていかなければならないのではないかなと当然思うのです。

さっきの繰り返しになりますけれども、事業開始以来、ずっとこういう状況が続いているということですので、黒三角の相当な積重ねになっているのだらうなと思えます。

それで、計画はされているのですけれども、民間委託の問題は相当急いで結論を出さなければならないのではないかなと思うのです。これだけ財政がひっ迫していると言われている割には、こういう部分が一目りょう然な部分なのです。やはり1日も早く改善をしなければならないのではないかなというふうに思っております。

それが一つと、前の新谷市長も小樽港というのは小樽の顔だというふうにもおっしゃっておりますし、港に引き船はつきものといえぱ付き物、大型船が入港するには付き物なのですけれども、今言ったように、こういうたれ流しでいいということではないわけでありますから、これは一日も早く改善をしなければならないと同時に、小樽港における引き船業務の位置付けというのか、この辺は、今の山田市長体制になってからどのようなことになっておりますか。

○港湾部長

ただいまお話しのございました引き船に伴い改善をすべきでないかというお話でございすけれども、答弁でもお話をさせていただいておりますけれども、やはり行革の中でも位置付けしてございまして、今お話のように、各年度、やはり黒三角になっておりまして、従前からそういう形が続いているわけですけれども、一つは、小樽港というのは歴史の古い港でございまして、そういった船舶に対するサービスというのがずっと継続されてございまして、その中で、今までこういう形になってきているのかなと思う部分もございす。

ですけれども、マイナスというのは、これからもずっと続けるというわけにはいきませんので、行革の中で位置付けしてございすように、何とか近いうちに、来年、再来年、15年ぐらいのめどを持ちまして、何とか民間委託にしていきたいな、そんなふうにいるのが一つと、この位置付けでございすけれども、やはり道内でも直営というのは小樽港だけでございすので、それぞれの港については民営、委託で経営してございすので、何とか受皿会社を早急に見つけながら民営、委託に移行していきたいな、こんなふうにいるございす。

○前田委員

今、部長の答弁の中で、たしか平成15年度を目途にというふうにおっしゃられたかなと思えます。

平成15年といいますと再来年になるわけでございすけれども、この表で示されているように、これだけの差額が出ている現状を考えますと、平成15年度などということ、遠慮しないで、もっともっと先に持ってくるぐらいの努力が必要だと私は思うのです。

そういったことで、目途をお願いしたいということで質問しましたので、15年ということで数字が出ました。これ以上の質問はいたしませんけれども、ぜひ市民が納得するような方法で一日も早く改善をしていただきたいな、このようにお願いをさせていただきます。

再任用制度について

次に、これも代表質問で触れております再任用制度ですが、お聞きしますと、総務常任委員会の方に付託なので、

立ち入ったというか、核心に触れる部分は触れられないということで、私も議員経験が浅いものですから、勢いが余って入っていくかもしれないですけども、そのときには優しく注意してください。

それで、何点かお聞きします。答弁書の中にもありました、関係団体と協議をしている。こういうようなことですけれども、関係団体というのは、何団体というか、どういう名称の団体だったのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員が定年した後の再任用ということでございますので、一般的には、そういった意味での勤務時間等々の関係も出てまいりますので、職員組合というのが中心になりますけれども、この取扱い方につきましては、ある意味でいろいろと将来的にもどういった在り方に持っていくのか、関係する部局等とも、それぞれ打合せをしながら緊急に進めていきたいということでございます。

○前田委員

この協議の中で、今、問題になっています民間との格差うんぬんということで、各会派から質問されている部分が含まれておりますけれども、こういった協議の中で、そういう団体と協議をしている中での民間との格差に触れるような議論というのか、そういうものはあったのですか。

○（総務）職員課長

協議をしていく中で、当然、公務員の部門においてこういった形でこの制度を取り扱っていくかということが一つございますけれども、それとはまた別な部門で、国の方でも、民間部門での同様の取扱いをしているということで、経済部等々の中でも実態調査、あるいはまた道、そして私どもの方に国の方から来ている、そういった国の状況等々も併せながら検討を進めてきたというのがあるようでございます。

○前田委員

それで、代表質問の中で、関連ということで、ずっといろいろ私なりの疑問も含めていろいろとお聞きしております。

その中で、失業率だとか、いろいろな数字的なものをお尋ねをしております。それで、調査できないというような答弁がありました。道、国の部分については押さえられるけれども、市内の状況については押さえられないというようなニュアンスの言い方で答弁されているのです。経済部の方になるのかなと思いますけれども、こういった市内の状況を把握できないということについては、どういうことなのですか。

○（経済）藤原主幹

完全失業率というのは、実際に一定期間、月末、それぞれの月の中で1週間の間を区切りまして、そのときに全然仕事をしていない方というものの調査なものですから、実際に期間とか、それを連続して2か月間同じ方に調査をいただいて、国の方でまとめている結果なのですけれども、期間があったりとか、そういう関係がありまして、小樽市内で、なかなか実態をつかみ切ることができないという状況でお話をさせていただきました。

○前田委員

意地悪い質問になるかもしれませんが、今、私ども自民党でもそうですけれども、民間との格差うんぬんということで、気になる部分がこういうところでもあるわけです。

それで、民間の状況、勤務時間だとか休日、有給休暇、年間の総勤務時間というのか、こういったもの、給料、年収、退職金、数え上げればいっぱいあるのですけれども、この辺、民間と公務員、市の職員との格差をちょっと具体的にお示してください。

○（経済）藤原主幹

公務員との比較ということは、残念ながら経済部の方では行っておりません。

民間の給料とか、それから休日の関係とか、その辺の関係につきましては、毎年行っております労働実態調査の中で報告させていただいている部分の資料となります。

○前田委員

だから、結論としては押さえていないというのか、押さえられないというのか、そういうことだろうと思うのです。この話、あまりし出すと私の印象も悪くなる。

済みませんけれども、今まで私も経済部関係でいろいろな質問をしています。やはり質問して答弁される側とすれば、こういう数値だとか、そういったものをいろいろと押さえて、市内の状況、現状というものを踏まえて、それをそしゃくして答弁されているだろうし、しなければならぬと僕は思っています。

けれども、こういういろいろな数字を押さえていない、押さえられないというような状況が、僕は今回この問題で初めてよくわかったのですけれども、そういうものを押さえていないのに、そういう答弁をされるというのはいかなものかなということ、をはっきり言って持っているのです。

いろいろな制度を、給与関係の制度をつくる、何つくる、かにつくると言ったら、みんな市内の小売店の状況はどうなっているのだ、売上げは何％落ちた、８割切ったのか、７割になったのかと、いろいろな融資制度のあれなんかを見ると、10％減少したら、この制度を適用、何々と言ったら、この制度を適用、金利も1.5％とかいろいろ書いてあるのです。そういうもののいろいろ文言をつくったりしていく段階で、そういう状況というのか、数値というものは当然あってしかるべきことだろうと僕は思うのです。

それを押さえていないで、いろいろな施策をしていくということは、いかなものかなと僕は思っているのです。

この辺、部長、やはり部長の号令できちっとピックアップしてちゃんと押さえて、これをいろいろな施策に生かしていかなければならぬのじゃないかなと思うのです。推測や憶測でやっていたことになるのだろうし、やられた側に見れば、たまったものじゃないと僕は思うのです。

こういう意地悪い質問をする人はなかなかいないと思いますけれども、だから、僕もちょっとこの際だから言っていますけれども、長々とは言いません。これで質問を終わりますけれども、部長、ちょっとこの辺も改善していただきたいと思います。

○経済部長

今、前田委員がおっしゃった部分については、全くやっていないということではなくて、各種調査はやっているわけなのです。

それと、今お話がありました民間の状況ということで、時間、休日、それと給与、退職金、いろいろお話がありましたけれども、労働実態調査というものについては、各企業にお願いしながら書いていただいたものを集計しているということもありまして、向こうの方の作業量の問題も一つあるとは思いますが、確かに、おっしゃるように我々が必要とする数字といえますが、それにはそれなりの範囲というものがあつたのだと思います。これまで実態調査の中で出てくる項目というのはずっと変わっていませんので、そういうものもありますので、状況変化がありますから、そういう中で、判断するに当たって今この時期何が必要なのか、そういうものを再度、調査項目を含めて見直しした中で、適時といえますか、今この時期の適当な項目といえますか、それらを見定めながら、労働実態調査等の中に含められるものは含めていきたいというふうに思います。

○前田委員

それで、この経済状況ですから、数値というものが、株価一つとっても何ととっても、大変複雑に毎日のように変化しているのです。こういう時期だからこそ、そういうものを適確に正確な数値を押さえていく。それで、経済状況はこうなっている、市内はこうなっているのだというふうなものをきちっと常に持っていないと、僕はうまくないと思います。その持っているものを、今も再任用制度の関係団体とお話をする中に、この数字を生かしていかなければならぬのでないか。部長の方から積極的に、経済部の方から総務課なり何なりの方へ、今の状況はこうなっているのですよと、資料をばんばん出していかないと、それをしているのかしていないのか、僕はここで確認する気持ちはありませんけれども、そういった横のつながりというのを密にして、今の再任用制度の立上げの細則の

部分が出てくるだろうと思いますから、それを生かしてもらって、市民の納得がいくような中身にしてもらいたいな。いろいろな体系があるわけですから、どうしても細かい部分がありますから、これは市民感情というものがあります。そういった部分、やはり格差がないようなものにして、再任用29号ですか、これをまとめ上げていただきたいなと僕は思っています。

そういった点で、逆にいえば、経済部の方に注文して、今どうなっているのだと、そういうことを。

○（総務）職員課長

私も、確かに、再任用制度に当たりましては経済部とも情報交換をしながら、10万都市、あるいはまた、市内の状況も見つ中で打合せはしてきてございます。

ただ、私どもは、再任用ということの中でと申しますと、そういった意味で、高齢者の部分での雇用延長なり再任用制度、そういったものを持っているところを中心に今のところ考えていた部分もございませけれども、また、委員がおっしゃるように、市内の経済情勢、雇用情勢も非常に厳しいこともございませるので、これからの交渉の中でも、実は、昨日も交渉を持っていますけれども、そういった中でも、議会の議論、あるいはまた、そういった意味での市内の厳しい状況も含めながら話をしていますので、私どもの必要な情報を、経済部とも協力しながら、そういったところまで必要なものも含めまして、今後、検討していく中で協議を進めていきたい、そういうふうに思っております。

○前田委員

ぜひとも、総務の方から経済部の方に、市内の状況はどうなっているのかというようなことを逐次情報収集して、市民が納得のいく再任用制度にしていだきたいなと、中身ですね。仕上げていだきたいなということを再度お願いしておきますが、総務部長として、今までの議論を聞いておられたと思いますけれども、総括的にお願いします。

○総務部長

昨日も総括の関係で公明党の斉藤（陽）委員からもご質問がありましたので、考え方だとか、そういうものについても若干述べさせていただきましたけれども、たとえ国の法律で定まった制度として導入していくというような個々の制度でも、全く新しい制度ですので、いろいろな面で検討を加えなければならないということは、我々も持ちながら進めてきました。

そういう中で、少し期間をかけて、検討委員会の中でも、市内の情勢だとか、そういうものを含めながら事務段階では検討は進めてきたのですけれども、さらに、今の状況というのはますます厳しい状況に向っておりますので、そういう中で、市内の動向だとか、小樽は特に中小企業が多いわけですから、そういう中での状況だとか、あるいは、今、失業者の状況はどうなっているのだということ、そういう状況も含めながら、我々もいろいろと考えていかなければならないなと思います。

そういう中で、今、これから具体的に、組合なりそういう関係団体と詰めていきますけれども、議会の意向ももちろんありましたので、それらも含めて、今後、具体的に詰めていきたいというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○斉藤（裕）委員

水道局における文書の取扱い問題について

水道局長にお越しいただきました。局長にお越しいただいた理由というのは、これから職員の文書の、何文書と言ったらいいのでしょうか、その関係についてお尋ねしたい。それが水道局で起こったことだからであります。

これは所管が総務になりますので、水道局長に見解を述べていただくことはしませんけれども、事実確認だけ目

の前でしていきます。

これは、2定のときにも大島質問の中で指摘しておきましたけれども、銭函地区の下水道の布設工事に関して、ご本人が署名、自署ですね。自署・押印していない土地承諾書に基づき工事が行われた。これは、到底正規な事務作業とは言えないという指摘をしております。

それに対し、市長は、十分な説明を欠いた。これまでもおわびを申し上げてきた。そして、現在、理解を求めている、こういう答弁をされております。

さて、このことは、当然、水道局の方に地権者の方、つまり、虚偽の文書をつくられた方から、被害者といいたいでしょうか、何度となく抗議をされている。これは局長の耳に入っているかどうか。入っているはずですけども、これを確認したい。

それと、先日、この被害に遭った方からは、私の方に文書といいますか、それこそ捺印された訴えが届きましたけれども、これも事前に総務・水道局にお渡ししておりますけれども、勝手に作成されたことに対する怒り、それに対して、現在、水道局がけじめといいますか、処分を含めたけじめをつけていない。こんなことから、いろいろな不祥事が起きるのだ。または、私は事業をやっていて小樽市に税金を計600万円以上払っているけれども、払いたくないような気持ちだ、ここまで言い切っております。

今、私がお話させていただいたことについて事実の誤認はありませんか、これを確認したいと思います。

○水道局長

私文書偽造でないかというご指摘がご本人からあることについては、事実であります。ですから、私どもといたしましては、それは誤解だと。

私どもは、偽造してまで公共下水の管を、地権者の同意書というものを取るわけですけれども、これを偽造してまで、私どもの方で工事を施工する必要は何もございません。

ですから、これについては今までいろいろと経過を説明してまいりましたし、斉藤（裕）議員にも説明してまいりました。

ですから、これについては、私どもは、この同意については有効なものというふうに解して工事を施工した、こういう経過でございます。

ただ、少し所管のことでないかもしれませんが、このことについて、ご本人の誤解、あるいは第2回定例会で大島議員の一般質問に対して市長からお答えしておりますとおりでありますけれども、その後、施工する前に工事説明等を適切にしていれば、このような誤解はなかったのではないかというようなことを含めて、前市長の時代でございますが、市長からおわび状まで差し上げています。

それから、私どもの、その当時の担当の後任になりますか、後任の係長・課長が十数回にわたりましてご本人から呼出しを受け、その都度、この経過、それからおわび、そして、ご本人からのその後のいろいろなご指摘もいただいて、誠意を持って対応してまいりましたし、私自身もご本人にお会いをしています。

そのような経過の中で、何とかご理解をいただきたいということで、今まで対応してきたという経過でございます。

○斉藤（裕）委員

何の理解を求めているのですか。

本人の訴えというのは、十数回とかと言っておりますけれども、それは当たり前で、向こうからしてみれば、自分が書いた覚えがないと言っているわけですから。

今回は、文書が真実ではないということ1点だけに絞って訴えられています。文書は、自分で書いたものでも自分の印鑑でもないと言っているわけです。そのことについて、今回、私の方になぜ寄せられたかということ、それが事実であったか、真実の承諾書であったかなかったかということを、水道局はご本人には示していないのです。私

たちには言うけれども、ご本人を目の前に、2通ある承諾書を目の前にして、これはあなたのですよ、あなたが書いたものですよとは言っていないのですよ。言えるわけがないのです。私もその資料を見せていただきましたけれども、明らかに同一人物ではない筆跡ですから、2通とも。

水道局長は、今、私たちは信じている、私たちは虚偽の文書ではない、こう一生懸命におっしゃっているけれども、じゃ、なぜ、自署でない、自署ではないと言っているのだから、本人が。その確認もしていないでしょう。筆跡を見てもらうとかを。そういうことはしていないのですよ。

ご本人としては、このままでは、少なくとも文書の偽造というものに対する責任問題がうやむやにされる、こう心配して訴えてこられたわけであります。

それで、私は、水道局長は事実を認めていただけたらと思って、今日お呼びしたのですけれども、認めていただけません。

それで、こんなことを時間をかけてやってもかないませんので、本来の質問に戻っていきますけれども、総務部に尋ねますけれども、こういうときに訴えの文書、これはお見せしましたよね。これに書いているように、今回の当事者の方は、小樽市に対して著しい不信感を抱きました。つまり信用失墜です。信用失墜行為が訴えられた場合、総務部としては、その調査に乗り出す権限とかというものはあるのですか、職員管理者として。

○（総務）職員課長

私どもの方にもいろいろと、そういった意味での話が来ることはございますけれども、基本的には、そういった事実があるかないかということは、所属する所属長を通じまして調査をする旨は指示はしてございません。

○斉藤（裕）委員

当然、所属長が職員を管理して、その中で、所属長の判断によって懲戒等の手続が踏まれる。つまり、処分について話し合われるというのが普通のケースだと思います。

しかし、今回は、今お聞きになったとおり、所属長自身が真っ向から対立しているのです。まさか否定されると思わなかったけれども、実際今は否定されているわけですから。

こういうときに市民は、だれに対して、どういう訴えをすればいいのですか。総務部として、その訴えを聞き、そして著しい信用失墜行為があったという訴えを聞いたときに、調査に乗り出すとか、事実関係の究明をするとか、そういうことが当然されるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○水道局長

委員長、ちょっと発言を許してください。

○委員長

今の件についてですか。

○水道局長

はい。

○委員長

斉藤（裕）委員から求められていないのですけれども、何か言いたい発言があれば。

○水道局長

第2回定例会の大畠議員の質問ですが、市長からも答弁していますとおり、こういうふうにお答えしております。職員が、この同意書の住所と氏名を記載いたしました。第三者の方にこの同意書をお渡しいたしまして、第三者の方を通じて押印をしていただいた、こういうことで私どもは、この同意書は有効だというふうに考えているということを申し上げてございます。

○斉藤（裕）委員

まだ答弁はいただいておらぬけれども、第三者にお渡しして、土地承諾書ですから、私権の制限を認めるものが、

それを水道局員が立ち会わず押印されたものが、なぜ有効だと言えるのですか。

私は、そんな理屈は通らないと思いますよ。各課、各部の皆さんで私権を制限する承諾書とかそういうものは、それぞれおありですよ。しかし、それは、あくまでも公務員たる職員が立会いのもとに押されたり押印されたりして確認しているものじゃありませんか。自分で勝手に名前を書いて、そして渡して、判こをついてきたから、これは有効だ。それで本人が違うと言っているのですから、局長の言ったことは非常に説得力に欠けると思います。それで、再度答弁してください。

○（総務）職員課長

ちょっと詳しい事情は私の方でもあれなのですけれども、今のお話だけ聞いていますと、いろいろな話がある中で、事実というのは、今言うとおり、きちっと相手を介しまして、仮に同意書が来たとしまして、その有効うんぬんよりは別に、私どもとして、事実関係はどうなのかということは、その状態といえますか、見た中では、きちっと把握ができるのではないかと。

ですから、私どもは、さきほどのお話に戻りますけれども、そういった事実が訴えられたときには、やはり真実といえますか、事実はどうなのかということをきちっと調査して、そして、それに基づいて所属長の方としてはしるべき判断があるのでないかと。

私どもの方の懲戒審査委員会の中であれば、条例であるとか法律、その他、そういったものに義務的に違反しているものにつきまして、そういったものが、その法律、また、そういった法に、あるいは条例に違反するのかわないのかを懲戒審査委員会の中で判断をして、しかるべき処置をとるとというのが懲戒審査委員会での一般的な取扱いになっております。そんな経過であります。

○斉藤（裕）委員

それは正規な手続ですね。普通の手続のことを言っているわけですよ、一般的なと言われる。

ですから、今回の場合は、事実関係を掌握しなければならない水道局とご本人の意見が対立しているわけだから、それはどこまで行っても平行線なわけですよ。

そういうときに、被害を受けたと主張している市民の方が、どこにやり場を求めたらいいのだろう。それは著しい信用失墜を行ったということで、総務部の職員管理という立場ではないか、こう言っているわけですよ。具体的な事例なのです。

私は、第三者的にこの事案に触れて、いろいろな書類、書面を見る立場にありました。どう考えても不自然なものです。だからこそ、中立的なというか、信頼がおける、水道局から見ると部外のポジションで市民の方の声を受け止めるべきでないか。やり場がないのです。できるとしたら、その地権者の方、当事者がやるとしたら、告発だとか、そういうことでしょう。

私は、総務としては、これは少なくとも調査・整理に乗り出すべきだと思うのですけれども、総務部長、どうですか。

○総務部長

確かに、いろいろなケースで市民の方々からの不平不満というか、そういうものの意見が寄せられることはたびたびあります。

そういう面で、いろいろな対応が出てくるわけですが、今の例によりますと、私も詳しい内容までは承知していないのですけれども、ただ、いわゆる総務部そのものが担当部を越えて調査権があるかとか何とかということのやり方は、今の段階ではしてありません。

そういうことはしていなのですが、実際に今こういう面で、本来でありますと、やはり正式に原部の方から、事実経過だとか、そういうものの報告を受けた上で我々は検討する立場にありまして、ですから、そういう面で、いわゆる、その所属長だとか担当者を経由した、その担当部でどういうふうに考えているのかということが、まず

第一義になるのですけれども、今回のことでは、一応、前回の代表質問で市長が答弁申し上げている内容をちょっと読みますと、その辺では、おわびを申し上げたけれども、それ以後の関係で、そういう相手方の行為もあるということですから、私たちとしては、また、再度そういう事実関係についてどうなのかもちょっと聞いてみたいとは思っております。

○斉藤（裕）委員

聞いていただけるといってご答弁をいただきましたので、この質問は、これで終わりにします。

しかし、今、職員課長のおっしゃった、原部で処理するというのは普通のルールなのでしょうけれども、原部と市民が対立した場合というのは、やはり身内同士でかばい合っているように見えるわけです。

役所としては、一個人が法的手段までとって、やってくれやと開き直るわけにもいかないわけでしょう。だから、それは少なくとも信用失墜という立場で、信頼を回復するということで、今、部長から調査されるということで答弁をいただきましたけれども、そういうような柔軟な対応をしなければならないと私は思います。

○委員長

それでは、水道局長はよろしいですね。

○斉藤（裕）委員

はい、済みません。どうぞ。

○委員長

退席して結構です。

○斉藤（裕）委員

情報公開における遺漏問題について

また、総務部に尋ねることになりますけれども、情報公開に漏れがあったということが昨日の質問でわかりました。

情報公開条例は、市政が開かれているのだ、開かれた市政に対する理解とか信頼とか、こういうことを目的にして条例があるわけですから、情報公開に基づいて手続したものが、忘れていました、こういうことはいただけない。ごめんなさいみたいな答弁が昨日続いていましたけれども、そういうレベルの判断ではないと思うのです。

というのは、たまたま私たちは情報公開を利用しましたけれども、それに基づいて、いろいろな数百ページの資料の、後追いをやっているわけです。後追いというのは、一つ一つ検証しているという意味です。

ところが、昨日発見された、後から出てきた、忘れていたという資料が、11月7日の日付で、果たして存在しているものなのかどうかというのは、今、私たちは非常に疑問に思っています。時系列的に整合性があるものなのかという意味です。つまり、もう1回元に戻って同じ作業をやらなければならないのです。

去年の3定から始まった環境部に対する質問というのは、実は、膨大な資料の読み込みと、時系列的検証といいますが、それを繰り返しているわけですから、私たちにとっては非常に不愉快なことなのです。

そこで尋ねますけれども、そういった場合、情報公開条例上、出し忘れというのを想定した条例は見当たらないのですけれども、もし公開する側が出し忘れた、要するに情報公開を求めた側としては、迷惑がかかったときに、どのような救済措置が条例上担保されているのか、またはされていないのか、この辺を説明してください。

○（総務）総務課長

昨日も、松本（聖）議員の質問に私の方からお答えいたしましたけれども、今、条例上、こういう出し忘れたということを予想されていたのかということですが、全く予測しておりません。あり得ない話であるというふうに考えておりますので、昨日、質問の中で、こちらの方としてもそういう事実があったということを初めて聞かされたので、二つ目の救済措置はどうなるのかというお話なのですが、これも今、条例上というお話でしたけれども、条例上というよりも、行政手続的な話になるのではないだろうかというふうに考えています。

それで、当初、公開請求を一市民である斉藤さんという方からあったといたします。それに対して公開しますよという決定通知を出して、いわゆる行政処分をしたということになるわけです。

ところが、昨日の今日なものですから、私、ちょっと正確にまとめ切れていませんけれども、結果的に見ると、明らかに行政行為が間違っているということになると思うのです。いわゆるかしある行政行為という形になると思いますので、それが無効になるか取り消し得るべきものなのか、ちょっと今、自分でも整理が付きませんけれども、いずれにしても、完全な行政行為ではなかったということになりますから、それで、考えられることは、本来、行政で持っている文書の何々についての一切の書類という請求ですから、一切のものをささなければならぬ。

ところが、その外れたところにまだ文書があったわけです。一切の中に入るものがあったわけです。それが、言ってみれば取り残された形で、公開しますという形になっているわけですから、残された部分については、やはり当然公開しなければならない。それについては、前に出された請求が生きているというふうに考えなければならぬだろう。手続上、本来、10あるうちの8しか情報公開されていませんよ、2はそこから外れてしまっているということですから、その2の部分について、さらに閲覧なり何なりの手続をしていただいて、追完と言うのですか、そういう形にできないだろうかというふうには考えております。

○斉藤（裕）委員

その一市民の斉藤さんというのは疑っているわけです。

というのは、これは総務部に疑っているなんて言ったってしょうがない話だから、疑いを払しょくして欲しいというお願いをします。

というのは、意図的に隠したのではないかという気もするのです。なぜかという、この資料は、結構量の多い資料でしたけれども、私は、あれを全部まず閲覧しましたから、全資料を閲覧しましたから。

そうしたときに、この資料が単独で別のところに綴られているとはどうも信じがたいのです。だから、こういった不信が生まれたというのは事実です。本当に間違ったのかもしれないけれども、不信が生まれてくる。

ですから、これがどのような経緯で、どこに、これは私たちが直接文書の保管とか管理を指示する立場にありませんから、皆さんが、情報公開に関連し、かしある行政行為の疑いありというのであれば、それは文書管理の手段も含めて、なぜ、こういうことが起きたのかというのは、少なくともきちんと整理されるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）総務課長

おっしゃるとおりだと思うのですが、総務の方で、情報公開につきましては、受付なり、あるいは連絡という形で、文書そのものは所管部が持っておりますので、そちらの方で、これだけ文書がありますよという形で出されたときに、それ以外にあるかないかの確認というのは実際にできないわけですし、そこまでの責任というのは、条例上も文書所管部の方で、あるかないか、あるいは文書として出せるか出せないかという判断も所管部の方でやっておりますので、今おっしゃることは十分わかります。

というのは、もちろん小樽市という形の中でやっている行為ですから、総務として、今の斉藤（裕）議員が疑いを持っているという気持ちもわかりますけれども、どんなふうに綴られていて、本当にあったのかないのかというのは総務の方ではわからなかったものですから、本当に包み隠さず言いますけれども、昨日の質問の中で初めてこちらが知って、それで、どういうふうに対応すべきかということを考えたということです。

あと、文書の関係につきましては規定がありまして、引継文書につきましては、これは永久保存と10年以上の文書なのですが、引継文書につきましては、総務の方で文書目録をつくって、責任を持って書庫で保管しているという形になりますけれども、現在使っている文書、あるいは永久保存、あるいは10年保存以下の保存年限のものは、それぞれの所管部の方で保存する形になっていますので、その辺でちょっと総務としても例外があるということは、ご理解をいただきたいなと思っております。

○斉藤（裕）委員

それでは、この情報公開条例で大変不愉快な思いをした一市民の斉藤さんは、どこに何を言えるのですか。私、議員・斉藤（裕）ならいろいろなどこでできるかもしれません。一市民の斉藤さんはどこに問題を提起すればいいのですか。

○（総務）総務課長

それで、昨日の場合、議会の場で話があったわけですから、昨日の議会に提出された議会資料というのは、さきほど一市民の斉藤さんと申しあげましたけれども、申請に対してこたえている形になっていないということなわけですから、それで、さきほどもちょっと言いましたけれども、対象になる文書がまだほかにあったのに、まだ公開していないわけですから、そのあたりで前の請求は生きている。まだ完全に文書の公開は終わっていないので、そのあたりについて、文書所管課である環境部の方と協議してもらいたいということで、環境部の方には話してあるのです。

○斉藤（裕）委員

こればかりやってもあれですけども、申し訳ないのですが、とても緊張感ある事務作業とは思えません。恐らく、この委員会終了後、一市民の斉藤さんが総務部に文句を言いに行くでしょうね。どうしてくれるかとなると思いますよ。

環境部に話してくれなんていうことにならないでしょう。話していますと言ったって、あくまでも窓口は総務でしょう。一議員の斉藤（裕）なら環境部に行きますよ。一市民の斉藤さんなら総務部に行くしかないじゃないですか。違いますか。

○（総務）総務課長

おっしゃることは、そのとおりだと思いますけれども、文書の中にどんなものがあるのか、こちらの方でもわからなかったものですから、今もわからないわけですけども、実際に文書を持っているのは環境部であって、一斉藤さんという、さきほども議会の方に来ているということもあわせ、まず、こういった文書がありますよということで説明してもらわなければならないわけですから、これの取扱いについて環境部の方に、さきほども言いましたけれども、窓口は総務ではありますけれども、実際に文書を持っているのは各部ですから、そちらの方で事情を説明してもらいたいということで話をしたということです。

○総務部長

今の件のお話をいろいろお聞きしまして、確かに、昨日の段階でそういうことがあったという事実がわかりまして、非常に遺憾に思っております。

我々も、今後の執行については、担当部と十分注意をしながら連携を行っていかねばならないと思いますけれども、今ありました斉藤（裕）委員の申出は、情報公開の窓口は私たち総務部が担当しておりますので、遺漏のあった点については、もちろん総務部が窓口になりますし、その辺の関係は、また担当部と連携しながら対応をさせていただきますと思っています。

○斉藤（裕）委員

再任用について

再任用に関して短く聞いておきます。

官民格差を調査していないということなのですが、私は、なぜ質問の中で時間割をしたかということ、時間給で尋ねましたが、それは市民の皆さんに聞いてみたいと思ったからなのです。

これは3級、4級、5級ですか、皆さんは、そういうような給与形態というのは自然に感じられておると思うのです。何の疑問も持っていないと思うのですけれども、民間の方からすると、うらやましい限りという印象がぬぐえないのです。

市長も本会議答弁で、少し高いのかなという気がする、こうおっしゃっていました。1時間当たりに割り返すと1,700円、1,749円、2,050円、2,191円というのは、率直なところ、市民の皆さんには聞き入れがたい数字だと、私はこういう意見なのです。

恐らく桜町の超優良スーパー前田さんのところでさえ、時給2,000円も払っている人はいないと思います。もし調査されたとしたら、官民格差に目を向けるとしたら、この辺はちょっと考えていただきたい、率直に聞いてほしいと思います。こうお願いしたいのですけれども、どうですか。

○（総務）職員課長

単価の問題でございますけれども、いろいろと考え方はございますでしょうし、私どもも、この再任用制度に当たりましては、道内の状況、あるいはまた市内の部分でいいますと、さきほどから申しているとおり、具体的な数字は出てございませんけれども、みんな厳しい状況もあるということで、道内の状況等も見の中で、私どもは、これからさらに検討を加えていくということでは考えてございますけれども、基本的には、このようなことで考えている部分がございます、確かに、高いか安いかということは一つあるかと思っておりますけれども、やはり定年までの間に培ってきている知識なり技能、そういったものを上手に生かせるような配置場所も考えながら、今後また、引き続き提起していきたいというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

非常に誤解を生むことを言うかもしれませんが、皆さんが定年までに培ってきた物すごい知識の集積、情報の集積、何々の集積があるようなことを再三言われるのです。

しかし、一つの例を挙げますと、稲北の収支計画をつくったのは専門集団の、当時の建築都市部でしたか、その方たちが何人も集まって、25年間かな30年間かな、あの収支計画をつくりました。あれは何人も集まってやられたのでしょうか。それを間違いだと私が指摘しました。そして、そのとおり間違いでした。その次に修正案を出してきました。その修正案も間違っていると言いました。再修正をして3回つくりました。皆さんが知恵を集めてつくった事業計画書を間違っているという計算をしたのは、うちの事務所の630円の女の子ですからね。当時、630円の女の子が、ほかの仕事もやりながら、1日か2日でやったものです。

そういうことから、言いたくはなかったけれども、言ってしまいましたけれども、そういうことだって市民の皆さんには腹の中にあるわけです。これは給与だけの官民格差の問題と質という問題だってあると思うのです。

物の本によりますと、時給が上がっていきと、横に賃金、縦に労働の質というのを求めると、ある時点で労働の質が下がってくる。経済の難しい本にはそういつて書いてあります。そういうことも総合的に考えていただきたい。これは答弁があったら答弁してもいいですけれども。感想でもいいですよ。

○総務部長

確かに、今までの経過だとか、議会に対する説明をさせていただいた段階でもいろいろなご意見がありましたし、斉藤（裕）委員からも大変厳しいご意見がありましたのを、私たち、いろいろと受け止めながら、市民からも非常に厳しいご意見があるということを承知いたしております。

そういう認識をしながら、市内の状況についてもできる限り、例えば、再雇用している企業も集計で50%を超えるような状況もあるというふうに聞いておりますので、そういうような実態だとかも、いろいろ聞けるだけ聞いてみて、どんな状況になるかも、やはりそんな状況も踏まえながら、これから私たちも、いろいろと協議を進めながら再任用したいと思っております。

○斉藤（裕）委員

金融に関する諸問題について

収入役にお越しいただきました。

庁内融資制度検討会議の座長さんでしたか、座長さんと呼ばせていただきますけれども、座長さんとしてお尋ね

したい点がたくさんあります。

それは、まず確認の意味も含めて、引受け困難な借り手、新たなところに引き受けてもらえないような借り手というのは、今後どうなるのか、これをまず説明していただきたいと思います。

○収入役

斉藤（裕）委員のご質問でございますけれども、小樽商工信組の破たんによって、そういうことが懸念される、こういうところについて、緊急融資制度ということを立て上げていきました。

今、制度全体の話につきましては、まだ検討段階でございますので、これからみんなと知恵を出しながら進めていきたいというように思いますけれども、基本的な今の融資制度の全体の見直しの中で、できるだけ借りやすく、どうしたらいいかという問題、そういうようなことが検討の第一。

それから、もう一つは、今いろいろとたくさんに分かれておりますので、もうちょっとシンプルにできないだろうかという問題、こんなことを前提にして、今、進めているところでございます。

○斉藤（裕）委員

緊急経営安定資金も含めて制度融資、今回の制度融資は代表質問でも述べましたけれども、いい意味でのう回融資だと。リスクを背負っての融資を実行しているということで、これは評価される。

しかし、まだまだスタートしたばかりですから、いろいろな期待も含めて批判はあるのです。その辺をよく検討していただきたいと思うのです。

公明党さんが言われた無保証の部分、それとか、打ち切りではなくて期間の問題、借入期間の問題と制度そのものの実施期間の問題、こういうものも全部見直しをしていく。見直しというのは、より高度なものに高めていく。

私は、持論としては公明党さんの意見とはちょっと違うのですけれども、無保証というのは難しいだろうと思います。私の意見はそうです。

しかし、融資期間を5年以上に延ばすことによって何が効果があるかということ、商売の規模が小さい方にとっては、返済原資が見当たらないというところがあるわけです。長期化することによって返済原資をねん出する可能性を高める。これは、答弁では、期間の延長というのは無理なのだとおっしゃっているのです。これは期間延長したところで、貸出しそのもののリスクが極端に跳ね上がるということではないと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○収入役

今、期間の問題と額の問題なんかもあるのかもしませんが、行政として、どこまでリスクを負えるかということが一つ大前提としてあるだろうと思います。

それからもう一つは、行政でいろいろな融資の制度を考えたとしても、それを受けてくれる金融機関がどのような問題も一つあると思うのです。

したがって、これからの制度を考えるときには、当然ながら、金融機関ともよく打合せをしていきたいと思っておりますけれども、今般の5年ということについては、相手側である金融機関も、やはり最長5年ですね、こういうことで、ある意味でいうと、両者はそれで合意をしたということでございますので、これからの制度の見直しは、また、いろいろと検討を進めていきたいというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

私は、当初の取決めだから、途中で一方の当事者である小樽市が期間を一方的に延ばすよ、こういうような話にはならぬというのは承知しております。

しかし、期間延長について、話をもんでいくのも一つではあるのかなと思う。私は、300万でなくて1,000万だとかと融資自体の増額ということも言っています。でも、これは、確かに2割のリスクを背負う金融機関側としてみると、一融資対象者に60万と一融資対象者に200万ではリスクの回避率が違ってくるでしょうから、難色を示す

というのは容易に予想できる。でも、期間の部分だけは何とかしていただきたいと思っております。

次に、今後、どこの金融機関が商工信用組合の受皿になるかわかりません。有力と目されているところはわかるけれども、まだ未定ですね。その引受け側の金融機関に対する市の姿勢ということを本会議の再質問でもお話したのです。

というのは、引受けする実際の自己資本比率であるとか、ノウハウが乏しい状況の中で引き受けるリスクと、それともう一つは、風評被害だと思うのです。つまり、中松銀行が引受先になったけれども、行ってみたら門前払いをされた。中松銀行はとんでもないやつだ、こういうような風評被害というのは、引受金融機関にとってはかなりのダメージだと思います。まず、その辺のご見解を賜りたいと思います。

○収入役

おっしゃるように、そういうような風評も出てきようかと思います。

ただ、問題は、今現在、金融界が抱えているいろいろな問題があろうかと思います。

一つは、不良債権の問題でございます。不良債権を抱えていない金融機関というのは、本当に全国にないわけではございまして、これは現在でなくても、もともと含めて不良債権というのはある。ただ、その比率が今極めて多くなったということが言えるだろうというふうに思います。

そうすると、それは中松銀行であろうが齊藤銀行さんであろうが、受ける側にとってみると、できるだけ自分のところの不良債権を拡大したくないというふうに、そういう形で動いていくでしょうから、そういう状況からいうと、少し前の時期と現在の時期で言うと、かなり状況は違っているということはあると思います。

したがって、できるだけ不良債権を引き受けない努力はしていきだろうというふうに思います。

しかし、一方では、今おっしゃったように、あそこへ行くと何だか知らないけれども、全部門前払いだね、こういうような風評というのは出てくることはあろうかと思いますけれども、私、個人的に言うと、ある意味ではやむを得ない、そういうふうに感じております。

○斉藤（裕）委員

認識は同じだけれども、細部は違うのですね。やはり金融機関ご出身だから、それは覚悟の上だ、こういう話ですね。

ただ、私にしてみると、やはり行政としては姿勢を示すというのが必要だと思うのです。そうしたら、小樽市の金融システムの安定のために汗を流しているのだ、そういう姿勢が必要だろうと僕は思っています。

それでは、姿勢としては具体的に何があるのか。まさか風評被害に対抗して、小樽市職員の人々がみんな、ここは大丈夫だなんて言って歩くわけにいかないわけだから、具体的には、質問にもお答えいただいた歳入現金の動かしです。これはある程度金融機関、どこになるかわからないけれども、その足並みにそろえて、収入役がおられた北洋さんと、今度引き受けるところでは歩幅が違うわけですから、だから、その歩幅に合わせて歳入現金の取扱いを動かしてあげる、これは何も悪いことではないと思うのです。ずっとということだったらあれだけれども、ある程度の期間。

それともう一つは、質問の中にちょっと追加したものですから、返ってこなかったのですけれども、一借の問題です。一借だって、これは今は入札で行われていますけれども、これは政策的にしてあげた方がいいと思うのです。その問題です。

そして、もう一つ一借で言えば、今、税金の借入残といったら、大体５億とか１０億とかあるわけですね。それでべた借りの部分を預けたっていいんじゃないか。大きなところだったら出し入れが自由でしょうけれども、ある程度小さな、それ以外のところということになると、金融機関の方だって、出入れ順にやられてしまうとちょっと緩くないと思うのです。だから、少なくともべた借りの部分というのはシフトしてあげたって、これはいいじゃないか、こう思うのですけれども、いかがですか。

○収入役

今、一借の部分、それから、預金というか、歳出のお金の部分の協力、それは検討できることだろうというふうに思います。

ただ、問題は、べた借りというお話がありましたけれども、今、比較的金利が低いですからよろしいですけれども、財政のことを考えたときには、できるだけ必要なものをお借りするという、こういう方法ではないのかな、こんなふうに思います。

ただ、今、市として必要な一借を、そういう形で検討は可能だというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

べた借りの部分は異見、一借の出入れの部分は合意しますけれども、べた借りの部分については、以前、ちょっと試算してみたのです。きっと数字が動くから、正確な数字ではないと思うけれども、恐らくべた借りを採用したところで、市の持出し利息というのは、今おっしゃったとおり金利が低いですから、追い銭というのが数十万円で済むと思うのです。

そうすると、べた借りの部分というのを政策的な判断で、チラシ１枚つくるのと同じような金額だと思うのです。それはちょっと金融マンとしての判断でなくて、政策という分野で考えていただきたいと思います。

というのは、なぜかと言ったら、今、既に小樽信用金庫が２割負担をやっていますね。あれだって政策です。かなり覚悟の要るようなものです。

だから、民間がそこまで踏み込んでいるのだから、小樽市だって、そのぐらいの踏み込み、おれは８割やっているとえば別ですよ。けれども、そのぐらいのことはやったっていいと思うのです。それで、それはまた検討してください。

最後に、緊急安定資金を含めて、今度、制度融資を衣替えしていく、より使いやすいものにしていくということ。をさきほどおっしゃられたけれども、例えば、九州の方だったら、制度融資の種類というのは非常に少ないわけです。少なくても全体を網羅しているという、あれは福岡シティバンクとか、いろいろなところでやっていますけれども、そういう取組をやっている。

ですから、今、収入役がおっしゃられた制度融資の見直しで、ばらばらばら名前だけ、目先だけ変えるような形でなくて、総括させて使い回しするというのは、方向性としては合っていると思うのです。

しかし、そこでクリアしなければならないのは、与信力がないと、保証能力が危ぐされます。将来的な問題ですけれども、小樽市は保証機能を持つべきだと思うのです。これは新たな取組として十分検討できると思うのです。

というのは、札幌銀行は10月１日から始まる借替え一本化というメニューをつくりましたね。あんなものなんて金融の債務保証ですよ。保証料を原資として持てば、かなり自由なことができる、大胆なことができると思うのです。そのことの提言と同時に意見を聞きたいのです。

○収入役

今、冒頭にお話ししましたように、融資制度全体については、それぞれの委員で見直しをしております。

冒頭申し上げましたように、商工業者の皆さんが、あるいは地元でご商売されておられる皆さんが、できれば市の制度融資を借りやすい、こういうようなものを何とかつくりたいかということで今知恵を出しております。

それから、もう一つは、業者としてリスクを負うことがいいのか悪いのかという、こんなところも今議論しております。

それで、リスクを持たない、全く持たない、今回の緊急のやつは８割持っておりますけれども、持たないとなれば、それが本当に借りやすい制度融資なのかというようなこともあるものですから、住民代表訴訟の問題等もありますので、軽々にはお話しできませんけれども、少しはリスクを持つような方向でいくと、金融機関側も、ある程度利用について促進してもらえるような、こういうことができるのではないだろうか、こういうことをまず考えて

おります。

したがって、今の保証の話でございますけれども、保証の話も含めて、実は、今いろいろと検討しているのですが、ちょっと厳しい状況にあるのですが、損保会社と何かできないだろうか、こんなことも今やっているのです。

ただ、思っているほど簡単にいかない部分もありまして、方向性としては、何とかそういうことで融資制度全体を見直しをしていきたいな、ということで、今、検討を進めているところでございます。

○斉藤（裕）委員

収入役と質疑させてもらって、本当に小気味よく進むものですから。

要望が一つありますけれども、今回、小樽商工信用組合のケースとマイカルが出ました。これは二つとも破たん絡みなのです。それに、関係している小樽市民の人たちにしてみると、金融機関もさることながら、マイカル小樽の影響、自分の実際の商売にどう影響するのかご心配だと思います。

だから、この部分も、それこそ緊急経営資金的な、看板はどうでもいいですよ、制度融資で拾えるような形にしてあげた方がいいのではないかと。商工信組に対しては、今回の制度融資をやった。マイカル関連だって、個々の店舗のいきさつや事情がありますから、これは実際どういう影響を受けるかというのはわかりません。だけど、少なくとも今、小樽というのは、企業マインドがどんと落ち込んでしまっていると思うのです。つまり、投資も落ち込んでいる。だから、そういうことで、マイカルまでも幅を広げて、できる限りの制度融資対策というのを講じていただきたい、こう最後に要望をいたします。ご答弁をいただいて終わります。

○収入役

商工信組の場合は、これは事実として破たんしたわけでございます。

それから、マイカルの場合は、当然、民事再生法ということで今やっておりますけれども、この先、どういう状況があるかということは、ちょっとなかなか先の見えない部分がありますので、マイカルについては、市長が再三ご答弁を申し上げておりますように、いろいろなあらゆる情報を収集した中で、今、斉藤（裕）委員がおっしゃるような状況が必要だということであれば、また検討していきたい、このように思います。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

それでは、収入役は退席してよろしいです。

○高橋委員

盗難車の密輸グループ摘発について

私の方からは、代表質問に関連して何点かお聞きします。

まず、港湾部からお聞きしますけれども、質問でも述べましたように、盗難車の密輸グループが摘発をされたということでマスコミで報道がありました。

このマスコミ報道によって、逆に抑止力もあつたのかなというふうには実は思っているのですけれども、現在の状況としては、どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○（港湾）港政課長

この春から、摘発といいますか、集中して行われたわけでございますけれども、関係機関、その辺の捜査状況とといいますか、決して明らかには当然していただけませんけれども、報道で見る限りにおきましては、当面一段落とといいますか、意図的にそういう事案がなくてとといいますか、なっていることかどうかわかりませんが、一時期そういう状況に落ち着いているのかなというふうには考えてございます。

ただ、お聞きするところによりますと、決して根絶したといいましょうか、そういうことがないということでは

決してないというふうに伺ってございますので、その辺を関係機関としても十分に状況を見極めているところなのではないかというふうに思っております。

○高橋委員

落ち着いているということですが、必ずまた再発するだろうなという予測がつくわけです。のど元過ぎればということわざがありますが、十分考えられる。

それで、答弁にもありましたけれども、税関、警察、海上保安部等、いろいろ協議をしているというお話がありました。この点について、報道から１か月過ぎましたけれども、どういう内容があったのか教えていただきたいと思います。

○（港湾）港政課長

今言いましたような各機関と協議をさせていただいておりますけれども、私どもに対する港湾管理上のご要望が一番強いのは、税関からの要望が結構強いのでございます。警察、海上保安部それぞれの皆さんの所管のエリアがございまして、それぞれのことは当然あるのですけれども、やはり盗難車の密輸ですとか、そういう部分のウエートが非常に大きいということになってきてございますので、そういう面からして税関のご要望が強いのかなと思います。

その内容につきましては、密輸を防ぐに当たっての港湾施設管理上の何か手だてがとれないものか、その１点に尽きるかなと思います。

○高橋委員

それで、この約１か月の中で、具体的に少しでも早目に進めようと何がしかの対策も考えられているかと思えますけれども、これに関して何か対策的なものはありましたでしょうか。

○（港湾）港政課長

現在までで、まだ具体化していないのは事実でございますけれども、そのようなご要望といいますが、協議を踏まえまして、今、私ども内部で、どの部分から先に手をかけていったらいいのかというところを整理してございます。従前より、この関係につきましては議会からもいろいろなご意見やご質問をいただいております、中古車対策を含めまして進めるようにというご意見も十分にいただいてございますので、その辺りと、それから、そのほかの港湾の施設管理上で何ができるのか、その辺をどのように順位を付けていったらいいのか、その辺りを私ども、内部で今現在調整中ということでございます。

○高橋委員

それで、いろいろ研究をされていると思うのですが、他都市で同様の問題で対策を打っているところもあるというのもマスコミで報道をされております。その内容について、知っているところがあれば教えていただきたいと思います。

○（港湾）港政課長

中古車の密輸防止の観点から、積み出します中古車の通関手続を明確化するといいたしましょうか、その場所を分けるという意味で取組をされているのが新潟港でございます。

それから、道内におきましては、ご承知のとおり、稚内港が密航の関係でいろいろ問題になったということがございますし、十勝港の方でも、そのような事案がございまして、まだ両港とも対策が具体化しているとはお聞きしてございませんけれども、何がしかの対応をとらなければならないという形で検討されているというふうには聞いてございます。

○高橋委員

その中で、これは十分参考にしていきたいな、または研究していきたいなという内容はありましたか。

○（港湾）港政課長

それほどまだ多くの事例がその部分ではないようでございますので、当面、さきほど申しました新潟港の中古車の通関手続に関する部分ですが、この部分につきましては、私どもの職員も以前現地に出向きまして状況を見てきておりますけれども、そのようなシステムを本港にもつukれないかどうか、その辺については十分に参考にさせていただいておりますし、何かその辺で実現できるように、今、近い将来に向けて検討しなければならないというふうには考えております。

○高橋委員

それで、私の方の代表質問の中でお話をした点で、少しでも早く市民に対応策を提示すべきだというお話をしたわけですが、抑止力になるかどうかわかりませんが、アピール性は持った方がいいのではないかと。何か市でもやっているぞということがあっていいのではないかと。というふうに提案しますけれども、その点どうでしょうか。

○（港湾）港政課長

やはり積極的な姿勢をお見せして、市としても取り組んでいるということをお見せすることは必要なことだろうと思います。

さきほど申しましたように、以前からいろいろなご指摘をいただいて実現しておりませんが、内部で協議を重ねまして、関連予算を伴うものであれば、また議会にもお諮りした中で、なるべく早い実現に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

できるだけ早くということをお願いしたいと思います。

情報化の推進について

次に、情報化の推進についてということで何点かお聞きしたいと思います。

人材の育成の推進というのがありました。ご答弁の中で、職員研修をやっているのだというお話でしたけれども、現在、どういう内容のものを、年に何時間やっているのか、その人数についてもお知らせ願います。

○（総務）情報システム課長

職員向けの情報研修でございますけれども、12年度の実績でお話ししますと、延べ26日、5講座、受講人数は294人ということになっております。

13年度現在ですけれども、6月から8月までの3か月間に14日、これも5講座ですけれども、184人受講してございます。

○高橋委員

それで、この人数に関しては十分であるというふうに認識をしておりますか、それとも、まだまだ足りないのだ、もっとやるべきだと思っておりますか。

○（総務）情報システム課長

12年度の実績の中で、延べなのですけれども、受講が294人ということですが、応募が702人ということですから、3倍近い数字が出ておりますので、まだ出ても受講は可能かなというふうに考えておりますが、現在、職員が講師ということでやっておりますので、若干の増加はできるかなというふうに考えております。

○高橋委員

応募が702人ですか。

○（総務）情報システム課長

はい。

○高橋委員

ということは、応募に対して教える側が足りない、そういうことになりますか。

○（総務）情報システム課長

教室、それからそれに使えるパソコン、そういった施設の問題もありますけれども、平均で1講座最大16人ということで実施しておりますけれども、受講する側の仕事の都合もありまして、大体12人前後の状況で進んでおりますので、現在、こなす方と受ける方と要望はありますけれども、現在の年間の回数でいきますと28日前後、13年度でも、全体で28日ということで計画しておりますけれども、それぐらいが適当かなと思います。

それから、今の講座はウィンドウズの基本、それから、ワード、エクセルという基本ソフトのものでございますけれども、今後は、いろいろなプレゼンテーションソフトのパワーポイントとか、それからインターネット関連のソフトの操作、そういった講座を増やしていくということを考えております。

○高橋委員

それで、市としては、研修の人数ですが、どこまで受けさせるかという最終目標というのはどういうふうに考えていますか。

○（総務）情報システム課長

現在行っていますパソコンの基本講座、こういった講座に関しては、いわゆるパソコンを1人1台に近い状態という目標がございますので、そういった職員が、1人1回は受けるというような形で希望する職員は受けられるという形で進めていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

ということは、関連する人は全員という考え方でいいのですか。

○（総務）情報システム課長

全員に近い形ということになると思います。

○高橋委員

庁内LANについて

次に、庁内LANについて何点かお聞きします。

まず、庁内LANですけれども、LAN設定によって、今までと何がどのように違うのかということを説明してください。

○（総務）情報システム課長

現在、平成12年度から始めまして、13年度から3か年計画で庁内LANを整備していくという予定でございます。

現在、既存のネットワークを利用してサーバを設けまして、情報の共有ということで進めております。

これは今、情報のデータの共有と、それから、庁内だけの庁内メールということを進めておりまして、13年度中にLANをインターネットに接続しまして、外のインターネットの世界との情報のやりとりが可能ということで進める計画でおります。

○高橋委員

インターネットの接続はいつぐらいになりますか。

○（総務）情報システム課長

今年度中ということで今進めておりますけれども、今の状況の検討の段階では、年度内にこのLANを増強いたしまして、インターネットと接続するということを考えております。

○高橋委員

それで、このLANですけれども、これは庁内のパソコン全部ということでいいのでしょうか。全部のパソコンからアクセスできるというふうになっていると考えていいのですか。

○（総務）情報システム課長

庁内LANは、今後、業務系のホストコンピュータの端末のLANもございますので、そちらを業務系と庁内L

A Nの情報系と二つのネットワークに分けて管理しようというふうに考えております。

情報系の庁内L A Nのネットワークに接続されたパソコンからは、インターネットの世界に出ていけるというような感じ、こうしていくという考えでおります。

○高橋委員

それで、費用の面ですけれども、今もインターネットをやっている方もいますけれども、L A N設定をした場合に相当金額が変わりますか。

○（総務）情報システム課長

個々の部分で小規模にインターネット接続しているのが、今、市役所の中で、何か所かの部署でインターネットに接続しておりますけれども、それを庁内L A Nに一本にまとめまして接続した中でインターネットの世界に出ていきますので、そういう意味では、費用的にはまとめることができますし、さらに、今までは十数台という形での接続が、庁内L A Nに接続される数百台のパソコンからすべて可能というふうに考えております。

○高橋委員

それで、心配される面というか、懸念される面として、最近のニュースでもありますけれども、新種のウイルスがあると。各自治体のサーバでも発見されているということで、非常に問題であるという話になっておりますけれども、セキュリティに関してはどのように考えていますか。

○（総務）情報システム課長

庁内L A Nを新たにインターネットに接続する場合、そういったセキュリティ、外からのウイルスの攻撃、それに対する措置としてファイアウォールというようなものを設けまして、その中で防御していくという形で庁内L A Nを整備していくという方針で、そのファイアウォールもセキュリティポリシーという、どのようにして管理するのだというようなことが大切でございますので、そのポリシーに基づきまして運営していくということでは、最新のウイルスに対する対応というのが、管理するときに一番重要になるのではないかと考えております。

○高橋委員

それで、日本の場合は、欧米諸国に比べてセキュリティが非常にぜい弱であるというふうに言われておりますけれども、これからの課題として十分研究をしていただきたいと思います。

電子自治体について

次に、電子自治体ということで何点かお話がありましたけれども、まず、電子自治体について簡単に説明をお願いします。

○（総務）情報システム課長

電子自治体ということでは、二つの面で分かれるかと思えます。

まずは、行政の内部事務の電子化という面と、それから、インターネットを利用しての市民、企業へのサービスの電子化という二つの大きな面があるかというふうに思います。

○高橋委員

それで、国で進めております住民基本台帳のネットワークということで、各自治体も進めているわけですが、このネットワークについて簡単に説明をお願いします。

○（総務）情報システム課長

住民基本台帳のネットワークということで、各自治体の四情報の住民情報、それを都道府県にありますサーバを通じ、それから国の指定情報機関である施設で統合しまして、全国でそういうネットワークを組んで、国の各省庁への個人に対する照会をするというようなことが来年の14年4月から進む第一段階、それから、15年の8月、第2次の実施の中では、各自治体間での住民の他の市町村で住民票が発行できるというような形で進めていくと。

電子自治体の中で、いろいろな行政内部の電子化を進める中で一番基幹のシステムとなるのが住基ネットワーク、

それから、総合行政ネットワークということで国の方では進めているということでございます。

○高橋委員

それで、内部についてですけれども、市役所内にある資料だとか、さまざまなデータがあるわけです。これに関しては、すべてデジタル化するというか、ＯＡ化していくというふうに考えてよろしいですか。

○（総務）情報システム課長

庁内ＬＡＮが、そういったことをする基盤という、インフラを提供することにはなろうかと思います。

文書管理という中で、そういうことが電子自治体の中で進んでいくものというふうに考えております。

○高橋委員

それで、さきほどの住民基本台帳のネットワークですけれども、国で考えている、このネットワークを使っの先の姿というか、先の話というのは、今の段階でわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○（総務）情報システム課長

全国的にそういった個人・住民ということでのデータの集約が可能ですし、それから、そういった中で、電子自治体へのデータの中では、電子申請、それから電子納税というようなことが進んでまいります。

その中で一番大事なのが、インターネットの世界では、パソコンの向こう側に座っている人間がだれだということを確かめる方法というのが、今、電子認証という形での制度・しくみというのが進みつつあります。その中で、地域の住民に対して住基ネットワークが電子認証・個人認証を進めるというような形のしくみになっていくのかなということも一部では示されております。

○高橋委員

地域情報化計画の策定について

その次ですけれども、地域情報化計画の策定ということで何点かお伺いします。

まず、その地域情報化計画、これについて説明をお願いします。

○（企画）白澤主幹

地域情報化計画についてでございますけれども、さきほど来、何点かご質問・答弁のやりとりがあった部分と重なる部分もございますけれども、まず、地域情報化というものについてでございますが、情報通信技術を活用して、地域経済の活性化、それから、市民生活の利便生の向上を図るといったようなことを目的として利用しているものというふうに思っております。

それで、この計画の中に含まれるものとしたしましては、情報通信技術を活用するための基盤整備、それから、この基盤整備を基にして情報の利活用を高める情報システムの整備、それから、情報システムを活用した各種施策の展開、これには情報化の在り方や、利活用を進め、人材の育成といったような内容を含んだ計画であるというふうに考えてございます。

○高橋委員

それで、期間ですけれども、21世紀プランの第2次計画を見ますと、平成13年度、14年度と2年間にまたがっているわけですが、平成13年度、現在の状況、計画の策定に向けての状況、これを教えてください。

○（企画）白澤主幹

13、14年度の状況ということでございますけれども、今現在、ＩＴ講習そのものに全力投球している段階でございまして、地域情報化計画そのものの内容が庁内各さまざまな分野にまたがりますことから、これから、関係各課、各部と意見調整しながら、来年度、どのような形で計画を策定していったらいいのか、その辺を13年度中に我々が整理しながら、14年度中の計画策定に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

ぜひスピードアップしてほしいなと思います。

それで、もう既に他都市で地域情報化計画が策定されているところもあると思います。わかっている範囲で結構なのですが、どういうものなのかというものを市民の人に説明するとしたら、こういうものですよという説明をお願いしたいと思います。

○（企画）白澤主幹

まだ、全体的にどの地域でどのようなことが行われているかというのは、詳しく調査したことはございませんけれども、先行している自治体の中では、具体的なイメージといたしましては、自宅にしながら、パソコンから各市の施設の利用申込みなり、例えば、今ＩＴ講習をやっておりますけれども、そういった受講の申込みなど、そういうようなことも自宅にしながらできるようなシステム、そういったようなことを含めて、さきほど住民基本台帳のネットワークを平成15年度を目標に今進んでいるという話もございましたけれども、その辺、あるいは図書館の検索システム、自宅にしながらにして図書館の蔵書を見られるとか、あるいは各課それぞれにホームページを作成して、各課の情報をそれぞれ見ながら、必要なものはダウンロードできる、そういうようなことが行われているというふうに聞いてございます。

○高橋委員

情報化に伴う教育用コンピュータの導入について

それで、情報化に関して学校の方の質問をしたいと思います。

今年度、中学校に新しくインターネットができるパソコンを入れるというふうに伺っております。時期と台数、これをお願いします。

○（学教）施設課長

中学校の教育用コンピュータでございますけれども、インターネットできる機器の設置作業を現在行っているところでございまして、総台数は434台、1校平均が31台ということで進めております。

○高橋委員

それで、ご答弁の中では、来年度、小学校も整備するというお話を聞きました。それで、小学校についての台数、それから予定、これからかもしれませんけれども、時期的なものを教えていただければと思います。

○（学教）施設課長

小学校についてですけれども、現在、小学校は10台なのですけれども、1校平均20台というふうに現在検討を進めているところでございまして、28校が、実は、現在のコンピュータというのは、ただ普通教室に設置している関係がございまして、インターネットのできる機種を入れるとなると、まず教室から整備もしていかなければならない、そういうことで、相当の予算も必要となることもあるものですから、これから市長部局と十分に詰めながら、来年以降、小学校の導入について検討してまいりたい、このように考えているところです。

○高橋委員

それで、インターネットを使ってどんな授業をするのかということが非常に関心があるわけですが、具体的には、こういうものだよ、という内容があればお示しいただきたいと思います。

○（学教）指導室佐藤主幹

インターネットを使っただけの授業ですが、来年度から総合的な学習の時間が創設されます。その中では、子どもたちがみずから課題を決めて自分たちの手で調べていく。その調べたものを全体の場で発表するような形になるのかと思いますが、その際に、今までですと、図書館で書物を調べるというようなことでとどまっておりましたものを、インターネットを使いながら、子どもたちの課題に合った情報をそこから引き出すというような形が考えられると思います。

○高橋委員

それで、問題になる点ですけれども、代表質問で質問しました教員のＩＴの指導力、これが非常に問題になるだ

ろう。

ご答弁の中で、実際にコンピュータを使って指導できる教員、全国平均だと33.9%というお答えでした。本市では17.4%と全国の半分なわけです。これは非常に遅れ過ぎているという感があると思います。

この課題について8月にセミナーを行ったというご答弁でしたけれども、今後というか至急ですけれども、今年度と言った方がいいかもしれませんが、どのように対策を考えているか、お聞かせください。

○（学教）指導室佐藤主幹

8月には、2日間にわたりまして小樽商業高校をお借りしまして講習会を開いております。2日間で延べ42名の先生方のご出席がございました。

講師には、専門家でいらっしゃいます富士通のシステムエンジニアリングの方から講師をお招きいたしまして、1日目はインターネットの活用、2日目は、さきほどお話がありましたが、プレゼンテーションソフトを使いながら、画面スライド上に化する説明の折にコンピュータを使うような形になるかと思いますが、その講習会を行いました。

今後さらに、一般の先生方も含めまして、さきほど申し上げました総合的な学習の時間で利用が見込まれますので、さらには中学校での更新もあります。そのことも併せまして、講習の充実を図ってまいりたいと考えております。

○（学教）指導室長

今、主幹の方でお答えしましたけれども、道の方でヘルプデスク事業という事業があります。これは道教委の方で、いわゆるインターネット等を含めた専門的な知識を持つ者を各学校に派遣するという事業ですので、こういう面の活用を各学校に紹介しながら、研修の実務を進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

今、42名の参加ということでしたけれども、内容的には、ある程度、実際に使える人方が参加したということなのではないでしょうか。

○（学教）指導室佐藤主幹

参加された先生方の技術的な面につきましては、まちまちでございまして、初心者の方から、ある程度使われる先生方から、それなりにいらっしゃったように思います。

○高橋委員

それで、全体の教員数から見ますと、この42名というのは物すごく少ない数だったように思うのです。それで、実際に各学校内独自でできるというのなかなか考えづらい話ですし、今年度、来年度、教育委員会としては、考え方で結構なのですが、もっと具体的にお話しただけませんか。

○（学教）指導室長

今後の研修計画についてですが、今年度、中学校が各学校で機種が整備されまして、独自にインターネットを学校内で活用できる、そういう面では、校内においても研修が一層充実し、また進めやすい状況になりますので、さきほどお答えしましたようなことで、ヘルプデスク事業等を通じながら、研修の充実を図ってまいりたいと思います。

それから、小学校も、各学校ごとに、さきほどご答弁申し上げましたように、順次、学校への機器の整備が進んでまいりますので、そういったしますと、現在のように高校を借りるというようなことなく、各学校単位に研修を図っていくことができますので、そういう点では、この後、機器の整備等と並行しながら研修の充実を図っていけるものと考えております。

○高橋委員

さきほど数字が出ました指導できる教員17.4%、この内訳で、年齢的なものはどういう内容になっているかわか

りますか。

○（学教）指導室長

ちょっと年齢的な面までは、今、手元に資料がございませんが、昨年も同様な研修会を行っておりまして、そういう中で、校長、教頭も含めて、各先生方にも指導を進められるようにということで、特に、校長、教頭への指導を今重点的に進めております。

それから、もう一方では、各学校で、比較的年齢が若い先生方は自分でパソコンを持っておりますので、独自に教員同士で活用について研修を進めておりますので、今後は、私どもの進める研修計画と併せて、指導できる教員の率は向上していくものと考えています。

○高橋委員

ぜひ、そういう形でお願いをしたいなというふうに思います。

不登校問題について

不登校について何点が質問をさせていただきます。

スクールカウンセラーを今年度1名増員したということでございます。昨年度と比較して、2名体制になってどういう効果があったかということをお聞かせください。

○（学教）指導室長

2名体制にしましたスクールカウンセラーの効果についてですが、今年度は、従前と配置を変えております。これは文部省の方の施策もあるわけですが、実は、11年度、12年度のスクールカウンセラー配置の調査研究結果によりますと、スクールカウンセラーを配置していない学校では不登校の発生率が23%、それに対しまして、スクールカウンセラー配置校は9%で抑えられている、こんな状況もございました。

本市におきましても、2名体制のうち、1名は従前と同様に、研究所で小学校・中学校を含めまして相談を受けておりますし、もう1名は、中学校の方に配置をいたしまして、そういう中で、中学生のいろいろな問題を含めて相談に応じる形で行っている点で、今後、効果が期待できるものと思っております。

それから、具体的な効果についてでありますけれども、不登校になったお子さん、あるいは保護者の方は、いろいろな面で、心理的な面での悩みや不安は非常に大きなものがございます。

そういう点では、スクールカウンセラーに、教員とは違う立場から、その悩みを十分に受け止めていただき、2度、3度、多いものは10回を超える相談を受けている例もありますので、そういう点は、不登校生徒のみならず、保護者にとって非常に心理的な面での負担を軽減し、それがやがて不登校の解消にもつながっていくのではないかな、そういう点の効果を現在期待しているところであります。

○高橋委員

このカウンセリングですけれども、これは不登校になってからのカウンセリングというふうになっていますか。

○（学教）指導室長

2種類考えられまして、一つは、不登校傾向に陥ることで、保護者もまた、あるいは担任を通じて相談という事例がございます。

それから、もう一つは、学校に配置いたしておりますカウンセラーにとっては、子どもたちが随時相談に行くという形態がございますので、そういう点では、不登校傾向に陥る前に事前の相談ということが可能かなと思います。

○高橋委員

私は、それが非常によろしいのではないかなというふうに思います。

それで、不登校予備軍というのがたくさんいるというふうに言われています。スクールカウンセラーだけでは全人数が足りませんので、そこを何とか、例えば保健室登校というのがよく言われています。それで、保健室の先生との連携というのですか、協議というか、指導に当たっては、また、相談に当たっては、これが大事なのだ、そ

という情報交換みたいなものがあるのでしょうか。

○（学教）指導室長

不登校にかかわる私どもの取組ですが、スクールカウンセラーにつきましては、治療的な意味で多く今活用を進めているところなのですが、不登校にかかわっては、第一義的に指導に当たるべきは学校の教員であろうというふうに考えております。

そういう点から、毎年、不登校対策連絡協議会というものを開きまして、そこで各学校で不登校対策に効果がありました事例を交流しております。

それで、また各学校に戻りまして、それぞれの実態が違う面がありますので、すぐそのまま使えない面もありますが、そういう面の向上を図っていきたい。

それから、もう１点は、適応指導教室を設けておりまして、適応指導教室の運営委員会という委員会を設けておりますが、そこには、市内の教員、それから養護教諭を含めて、不登校の対策について情報交換をし、各学校への指導に役立てるようにしております。

なお、不登校対策会議並びに運営委員会には、市内の精神科の専門医の参加をいただきまして、教員とはまた違った立場からの指導助言もいただき、各学校の指導に生かすようにしております。

○高橋委員

LD問題について

それでは次に、LDについて何点かお伺いいたします。

ご答弁の中で、小樽市学校保健会の主催のLDの講演会があった、こういうふうに答弁をいただきました。どういう講演会だったのか、簡単に説明をお願いします。

○（学教）学務課長

小樽市学校保健会という組織自体は、小樽医師会ですとか薬剤師会ですとか、学校保健にかかわる先生方にお集まりいただいている自主的な機構なのですが、そこで毎年１回、いろいろな課題で講演会をやっております。

前年度になるのですが、今年の２月ですけれども、保健会の主催の講演会としてLD児の指導というか、そういったことにつきましての講演会を設定いたしました。

講師には、民間教育家、札幌YMCAなのですけれども、そこで長く直接LDの指導に当たられておりまして、今は道教委の非常勤講師も勤められております二宮信一さんという方をお招きしまして講演を行いました。

講演の内容につきましては、LDそのものの定義、どういうものなのかということから始まりまして、日常生活の中でLDと言われる障害がどういったような形で現れてくるのか。それを、例えば発達面ですとか行動面、運動面、学習面、それぞれの場面でどういった形で現れてくるのか。そしてまた、その子はLDということのプレッシャーでの心理的な影響というような、そういった部分を非常にわかりやすい形で説明といいますか、事例なんかも含めてご紹介をいただいております。

また、特に学校保健会という中身だったものですから、参加者がほとんど教職の関係の方が多かったので、家庭あるいは学校でのLD児とのつきあい方といいますか、どういったことに気を付け、指導上、どういったことに配慮していかなければならないのか、そういったことについても提言をいただいたところです。

○高橋委員

それで、ご答弁の中では今もお話ありましたけれども、相当数という具体的な数字はありませんか。何名参加されたのか。それで全体教員に対して何割程度なのかというのを教えていただきたいと思います。

○（学教）学務課長

参加者全体では100名ほどの参加をいただきました。

その中には、幼稚園、それから小中学校、高校の先生も何人かおりました。あと医師会などの医者さん、ある

いは新聞等でも宣伝をしていただいたものですから、一般の方も参加をしております。

一人ずつ人数を数えているということではないのですけれども、大体学校の先生は顔を見ればわかるものですから、そのうち半数ぐらいが小中学校の先生だったのですが、50名程度いらっしゃったかなというふうに思います。

割合ということでは、小中学校の先生が六百数十名いらっしゃいますので、単純な割合ということからすると1割弱程度なのかなというふうに思います。

○高橋委員

なぜお聞きしたかといいますと、代表質問で質問しましたけれども、教員の認識度はどうなのか、こういう質問をいたしました。

1回だけの講演会うんぬんという気はないのですけれども、教育委員会として今つかんでいる認識度というのですか、おおよそでいいのですけれども、例えばLDという言葉は知っているだとか、おおよそ半数ぐらいはそういう内容にある程度は知っているだとか、そういうのはつかんでおりますか。

○（学教）学務課長

ちょっと教員1人ひとりの認識というところではお答えできる数字というのはないのですけれども、実は、これは僕の印象も含めてなのですが、一昨年、NHKフォーラムで、ホテルで、あのときは300人ぐらいいらっしゃったと思うのですけれども、その時点ぐらいから、小樽市内全体、あるいは教育現場の中でも、LDに対する関心といますか、そういったものが非常に高まってきているというふうに思っております。

実は、つい先日、全国LD親の会で出しました、今年の3月に出たのですけれども、パンフレットなんかも相当部数いただくことができましたので、そういったものをそれぞれ学校にも、参考文献といいますか、参考資料としてお渡ししておりますし、特に、障害教育にかかわっている先生方の集まりがあるのですけれども、その中では、今度、LDについてということで、この課題で勉強会なども開いているということも聞いておりますので、言葉を知っているということでは、相当というふうに言って間違いないだろうと思います。

○高橋委員

わかりました。

それで、理解も含めての周知だとか啓発というのが非常に大事になってくると思います。ただ単に資料を配布しても、机にぼんと置いておくだけで、中身を見ない方の方が実際は多いのじゃないかというふうに私は思います。

そういう面で、もうちょっと違う、ただ資料を配ればいいのだというのではなくて、もう少し違う考え方をされた方がいいのではないかと思いますけれども、この点はいかがですか。

○（学教）指導室長

資料の活用につきましては、私ども、校長会等で常々各学校で活用の方向でということをお願いしておりますけれども、実際に事例を紹介するような形で活用を図るように、今後、なお一層指導を強めて努めてまいりたいと思います。

○高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、LD対策ですけれども、確かに、判断基準ですとか指導方法がまだ確立されていないというのは私も認識をしております。

ただ、これができるまで待っているのかという話になりますけれども、それでは、あまりにも遅いだろう。せっかくそういう形で理解を深める、広めるという形をしているのであれば、学校の教員がそういう認識に立って、こういう子どもたちを教えることによって、今までとは大分変わってくるのではないかというふうに考えているのですけれども、その点、いかがですか。

○（学教）学務課長

さきほど申し上げました教育委員会の講演会の中でも、講師の先生から、ＬＤという問題は、診断することが大事ではなくて、その子に合ったというか、その子に対応できる教育環境というものをどういうふうにつくれるかということが、まず基本的な問題ですし、ほとんど現状の教室の中で、ＬＤということを知って、それに対応する一定の理解があれば、問題のさわりぐらいは解決できるのではないかという発言もございました。

これの中身というのは、いろいろなパターンということで講演していただいたのですけれども、ですから、その意味では、普通ＬＤということで認定されたからどこか違う学校に行くとか、違うカリキュラムを組むということではなくて、簡単に言ってしまうと、その子の障害に合ったメニューをどういうふうにつくっていくのかということに尽きるのではないのかなというふうに思っています。

その意味では、今、指導室長の方からもありましたし、私どもも個別の相談を受ける場合がありますけれども、まずＬＤに対する理解というものを教員の中でしっかり持っていて、これは保護者も含めてなのですから、保護者と学校とが共同して、その子の持っている特徴に当たるといって、そういった形で進めていくことが、現状では文部省の基準ができるまで待つということではなくて、そういった形で進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

○ 斉藤（陽）委員

雇用対策について

簡潔に雇用対策についてお伺いします。

まず、国の緊急地域雇用特別交付金の事業ですが、この事業についてのしくみについて簡単にご説明をお願いします。

○（経済）藤原主幹

国で行われる緊急地域雇用特別交付金関係のご説明をいたします。

これは11年度から13年度の期限付きで、各地域に人口割等で、北海道で言いますと、道の方に基金として交付金や基金が設けられまして、それによりまして、各市町村が事業を興しまして、それを道の方から、それにかかる費用が、認定されたものについて交付金としていただけるという中身になっております。

○ 斉藤（陽）委員

この事業の実施状況と概要、年度別で主な事業と事業費、また事業数、それから、雇用創出の効果など、主な点をご説明ください。

○（経済）藤原主幹

小樽市におきましては、11年度3件、これは就業機会の拡充研修ということで、離職している方のパソコン研修、それから、交通弱者に対する段差解消の関係で季節労働者の方等を雇い入れるということと、それから、文学館の蔵書の整理等の3件を行いました。

それから、12年度につきましては18件、主なものといたしましては、ホームヘルパーの養成の普及講座とか、それから、あと観光ガイドの養成、それから例規集のデータベース化、それから、図書館の図書の文書整理保存等の関係を行いました。

それから、13年度につきましては12件の事業を予定しておりまして、新規卒卒者の関係の就職者に対してのマナー講座とか、それから中国語の観光ガイドマップ、それから男女共同参画に関する市民の意識調査、それから、同じく12年度もやっております都市計画図の作成と数値化の事業等、12件を行っております。

○ 斉藤（陽）委員

いただいた資料にちょっと目を通しましたら、目安額というのがありますけれども、これは道が設定した、それぞれの自治体ごとの予算枠みたいなもの、そういった枠があるのですか。

○（経済）藤原主幹

人口割で人数を出しているというふうに聞いております。

○斉藤（陽）委員

12年度と13年度を比べますと、予算額で、12年度が9億4,000万円、13年度が7億2,000万円、それから予算人日という人数の区分では、12年度は9,056人日、それから13年度については6,225人日ということで、いずれにしても、12年度より13年度が減っているのですけれども、これはどういう理由によるのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

事業の内容によりまして、たくさんの方を雇用できる事業と、それから、実際に携わっていただく方の人数が少ない事業と、それぞれありまして、人日の関係が変わってきております。

また、事業の本数につきましても、12年度につきましては18本、13年度につきましては12本という計算になっておりまして、人日の計算が違っております。

○斉藤（陽）委員

12年度に比べて13年度が雇用情勢が非常に改善したとか、そういう状況にはないと思うのですけれども、減額になっていることは望ましいことではないのではないか。より積極的に事業の創出をするべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（経済）藤原主幹

さきほどお話にありました目安額という大きな、3年度で小樽市が利用できる額というのが1億7,300万何がしという金額になっておりまして、それを3年度の中で消化するという形になっております。

小樽の場合は、12年度の時点で一番多く使われておりますけれども、他の自治体によりましては、11年度でほとんど使っているところとか、それから12年度に多いところ、または13年度に多いところなど、それぞれで状況が変わっております。

○斉藤（陽）委員

目安の額が減ったのだというご説明ですけれども、これは実態といいますか、考えて、もう少し検討していただきたいと思います。

それから、この交付金というのは、今年度末で期限が切れるということなのですから、与党3党で2004年まで延長を求めるといような情報もあるようなのですけれども、今後については、交付金についてはどのような見通しを持っていらっしゃるでしょうか。

○（経済）藤原主幹

実際には目安額が減ったということではないので、小樽市として、この枠を超えられない決まりになっていることをご理解ください。

今後につきましては、今、道の方におきまして、それぞれの自治体から出て、入札なり何なりで実際に余った予算について、追加の部分でこれを基金にして補正をして、新しい事業を求めるとい方向も出されておりますし、国の方においても計上せよということで、そういう動きの中で、そちらも全国市長会等において雇用の創出に向けて要望してまいりたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

あと2、3問なので、済みません。

ハローワークの方で有効求人倍率というのを押さえていると思うのですけれども、小樽管内での最近の有効求人倍率の実態はどのようなになっているのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

一番新しいもので、小樽市の有効求人倍率は0.43ということで伺っております。

○斉藤（陽）委員

他都市と比べていかがですか。

○（経済）藤原主幹

職安、他都市という形で、小樽は小樽管内ということで余市も含まれる形にはなっているのですけれども、高いところでは北見の0.54倍、それから稚内の0.68、そういうようなところがありますけれども、札幌等では、札幌東、札幌北、ともに0.25、0.33とかなり厳しい状況になっており、全道の平均が0.42ということで、小樽は全道平均並みということで押さえております。

○斉藤（陽）委員

それから、総務省の労働力調査、四半期ごとの完全失業率についてなのですが、これのこの1年ぐらいの推移についてはいかがでしょう。

○（経済）藤原主幹

全国の完全失業率につきましては、昨年の1月から4.7、4.8ということで、4.の上の部分を推移しておりまして、昨年の12月に4.9ということで、一番高い形になったということでは言われていたのですけれども、今年7月に5.0ということで、これまで報告をしていた中で一番高いということで、大変厳しい状況にあると思います。

○斉藤（陽）委員

さきほどの自民党さんの方からの質問にもあったのですけれども、地域のこういう実態がわからないということなのですが、全国的に自治体ごと、あるいは地域で失業率の調査に取り組んだ例とかというのはないのでしょうか。

○（経済）藤原主幹

総務省の方での調査で完全失業率というのを挙げているだけで、こちらの方では承知しておりません。

○斉藤（陽）委員

一つ提案なのですが、失業率だけにかかわらず、いろいろな労働雇用関係の指標といいますか、あると思うのですが、実際、労働実態調査もあるのですが、地域の本当の実態がつかめてないということを非常に痛感いたします。

それで、そういった実態調査を、さきほど冒頭に申しました緊急地域雇用特別交付金の事業の一つとして、実態調査を設計実施するというようなことは、一挙両得といいますか、そういうような形で調査事業に取り組めないのかということをおっしゃったのですが、いかがでしょうか。

○経済部長

地域の完全失業率の把握の部分につきましては、前田議員にも主幹の方から説明をしましたが、一定の期間、特定の人間に限って、働いているのかいないのかということも調査しているわけです。これは統計法に基づいてやっているということなのですが、小樽市が実際に失業している人を抽出をして、その人を対象に、そういうふうな雇用あるいは失業の状況を押さえられるのか。言ってみればプライバシーの部分にかかわる部分だと思いますので、それは可能なのかどうなのかちょっと調べさせていただきたい。法律根拠ですね。

それが1点と、それとあと、小樽市の地域に限った各種労働指標の実態調査ということでございますけれども、今までもそれなりの調査をやっているわけですが、できる限り、どういう範囲の人がいるのかわかりませんけれども、今までやってきているものも踏まえて、その中身を詰めた上で、でき得る範囲のことは考えていきたい、こういうふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。民主党・市民連合。

○**渡部委員**

人口対策について

企画部と経済部、商工・労政に限って質問したいと思います。

経済を含めて非常に厳しい情勢の中にあります。平成9年から新しい総合計画に向けてスタートし、第1次実施計画が終了し、今度は第2次に入ったところであります。

今の総合計画の以前に、はっきりとして、今の商工課長が企画部にいて担当されていた折に、何といても人口対策というのは大事であろうと。当時は20万、そして21万未満という、そういう計画構想を立てて、今の計画は16万という人口をまず維持していこう、そして膨らましのためのよりよいまちづくりを推進していこうという、こういう総合計画であります。

当時、人口増を図っていくということで、大事な問題でありますから、個別を含めていろいろ相談をして、何よりも、ただ単に人口増という、小樽の活力を大きく見だしていく上では、若者対策をしっかりとやっていこうと。若者対策のためには、幾つかのメニューを掲げていくということで、当時、平成6年くらいかと思いますけれども、メニューを掲げて、実は、それぞれの部署で施策として実践してまいりました。

後ほど経済部にかかわった面ではお聞きいたしますけれども、まず現在、現在というよりも、9月末の本市の人口は15万530何人くらいという現状であります。

そうしますと、1年間の人口減という今までのパターンで見えていくなれば、来年は15万を切ってしまうのではないかと。何としても15万は守ろうと。そのための施策も一生懸命に展開していこうということで今日まで来ているわけですが、何か15万の人口を切るという、その面では非常な寂しさを感じているわけであります。

企画部長にお伺いいたしますが、15万を切るか切らないかという来年の情勢にあるわけですが、どのようにとらえておられるか。

それからもう一つは、さきほど述べました若者定住のための施策ということを進めてきているわけですが、それぞれの構成から、あるいは隣接からということで出席しておりませんが、総括的に進めてきた施策についてどのように受け止めて、そして実効性のあったものなのか、評価を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○**企画部長**

人口に関して何点かご質問がございまして、8月末で当市の住民基本台帳の登録人口は15万396ということで、15万の大台の部分、非常に危ぐする数字になってございます。

さきほど委員からご質問がありましたけれども、平成6年という一つの年がございまして、平成6年のときが、たしか16万の大台から15万台に落ちた年でございまして、当時、庁内に非常に危機意識がございまして、平成6年あたりから、さまざまな人口対策というか、そういうことで取り組んでまいりました。

人口の問題はいろいろな要素が絡み合って、一律にはなかなか言えないわけですが、やはり長引く景気の長期低迷、こういった中で、若者の職場もなかなか増えてこない。その中で新規学卒者が職場がない中で、かなり流出するといったことも一つの大きな要因かと思えます。

今議会でも、マイカルの件に関していろいろご論議をいただいていますし、私どもも昨日まで、何とかマイカル小樽を存続して、あそこにも、雇用形態は別にして、若い人を中心に3,000人というような相当大きな数字も雇用確保されていますので、マイカルの存続を一に願うわけですが、そんないろいろな要素、特に景気といいいますか、企業誘致しても、製造業の部分ではなかなか大きな雇用を抱えられない、こういった大きな動きがござい

ます。

それで、さまざまな面から施策に取り組んできたのですが、総合的な取組等をいたしましても、中長期的な取組

が望まれるところでございますけれども、現状では、これといった大きな効果がなかなか現れていないのです。

こういった中で、8月末で15万396という中で、今年中あるいは今年度内に、寂しい限りではございますけれども、15万が切れるというような危ぐが出てまいりまして、評価ということでお尋ねでございますけれども、いろいろな取組の中で、減少の歯どめという部分では、それなりに取組をしてこなかったかということ、いろいろなトータルな部分でも取組をしてきた、その差というのはなかなかはかり知れないのですけれども、少なくとも減少率の部分では、取組によって、率の部分では少なくなってきたのかな、こんなふうに思っています。

これから引き続き人口増というよりも、減少の歯どめをいかにかけていくかという部分で、やはり若者対策ということを中心に、新しい実施計画、あるいは来年度以降の予算の中にも、庁内検討会議等々で、若い職員が、市職員という立場でなく、一市民として、小樽の対策の中でこうあった方がいいというような提言もいろいろいただいていますので、選択した中で、そういうものも盛り込めればと、こんなふうに思っております。

○ 渡部委員

関連的に経済部として、若者定住対策という、そういうメニューに基づいて、当然、6年当時から進めてきていますけれども、それらの実効性、あるいは評価について、その部分に限ってのみお聞かせいただきたいというふうに思います。

○（経済）藤原主幹

若者定着ということで、新規学卒者の部分でいろいろな施策を行っております。

たしか平成8年だったと思いますけれども、雇用促進協会の中に検討会議という小委員会をつくりまして、その中で提言をいただきまして、提言をいただいたもので施策をいろいろ進めてまいりました。

その中で、実際に雇用のミスマッチ的なものが多いということで、企業見学会を行ったりとか、それから、いろいろな説明会的なものを行ったり、最近につきましては、ハローワークとの協力の下で会社説明会とか、それから、仕事に対しての説明会等を行うなど、それらの施策を行っています。

昨年は、新卒で高校生を対象にしたものですけれども、各企業が求める若者ということで、高校生は一応推薦を受けた方が1企業一人ということで、面接会等が実際には行われていたのですけれども、それをオープンの方で、いろいろな企業がいろいろな生徒さんを見ることができるとい、そういう場を設けて、実際にその場で、この子ならという子どもを選んでいただいて、その後、面接をしていただくというような会社説明会をさせていただきまして、二十数名の雇用を受けていただいたという経過等もありまして、少しずつ進めております。

○ 渡部委員

小樽市内における企業の状況について

今、雇用にかかわる面はまずちょっと置いておいて、企画部長の方から、長引く景気低迷という、そういうもろもろの要素ということのお話があったわけですが、現状、市内の製造業、商業、サービス業の動静というか、状況というのはどのようにとらえておられますか。まず、これからお聞かせください。

○（経済）商工課長

ちょっと数字的なことは今すぐ正確な数字は申せませんが、この間の商業調査なり工業調査は出ておりまして、工業統計なんかは、特に製造業関係では、下がってきている、そんな状況にはなっております。

商業関係では、特に小売の関係でいいますと、それこそ、さきほど話題が出ていましたマイカルなんかの関係もありましたので、総体数値は少し上がってきておりますけれども、これは、あくまで数字上の問題ということになるかと思えます。

あとは、市内全体を見渡す中で、さきほども調査のお話でご指摘をいただいておりますけれども、ここ数年間、商業関係の調査というのは、かなり小まめにやらせていただいておりますし、特に、商店街関係を中心に、人の流れの調査だとか、あるいは商業者なり、あるいは消費者の方の意識、これの調査もやっておりますし、さらには、製

造業あるいは物流関係の調査と、年に一つぐらいずつはターゲットを絞った調査を、少ないというご指摘もあるのですが、我々なりにやらせていただいております。それらを逆にフィードバックして皆さんに見ていただくだとか、それを見ながら、次の施策というのを考えてやっているわけです。

ただ、全体的に、市内全体、国なり道なり、これはすべてそうですが、構造的ないろいろな問題を抱えながら、今はすべてがうまく回っていない状況にあるかと思っておりますので、小樽市もその例に漏れずといいますか、それらも含めて大変厳しい状況にあるかと思っております。そんな認識を持っておりますので、お答えさせていただきます。

○ **渡部委員**

大枠での話を聞きましたけれども、とりわけマイカル、あるいは商工信組という陰に隠れて、市内の企業の中でもいろいろ表ざたになっている面が結構あるのです。聞き及んでいる面もあります。固有名詞は別にして、そういった面と、それからリストラ等々についてどのように掌握されているか、お聞かせいただきたいと存じます。

○ **（経済）商工課長**

市内企業の関係ですけれども、実は、私どももいろいろな情報をもろう中で、これは各企業なり、各近所のお店の実情がありまして、ご相談を受けたり、あるいは情報を聞いたり、例えば市内にあります結構な大型店、あるいは従業員を何十人も抱える商店、あるいは企業の中でいろいろなご相談を受けたりすることは確かにありますし、現実に厳しい経営状況になっているというところも聞いております。

さらには、大型小売店の関係でいいますと、これは百貨店を中心に、正直に申し上げましてスーパー関係もかなり厳しい業務状況にあるのは事実であります。北海道全体の中でも今、ホームックだとか、何しろ有力企業というのはよく新聞に出ておりますけれども、本当に数社の有力という形の中で、それ以外の大型店もかなり厳しい状況にありますから、小樽市内でも厳しい状況がある。

さらには、地場の商店、地場の企業でもなかなか伸び悩みの中で厳しいという状況はございます。

リストラ等の関係については、市内の企業のリストラというのは、正直に申し上げましてあまり把握をしてございませんので、今ちょっとお答えできないので、ご了承をいただきたいと思います。

○ **渡部委員**

雇用市場の状況について

そういう状況の中で、雇用市場が連動して大変厳しい状況にあります。現状の雇用市場に関してどのように掌握されておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○ **（経済）藤原主幹**

市内の雇用の状況についてのお尋ねですけれども、職安の調べによりますと、新規に求人をしたところというのが950件で、求職者自体は1,000人を超えておりまして、この950件につきましては、昨年の同月比よりは35%の増にはなっておりますけれども、求職される方も昨年同月比より二十何%増えておりますので、実際には、かなり厳しい状況にあると考えております。

○ **渡部委員**

雇用市場という面で大きな観点から見ていく特色的な面ということでは、例えば採用する場合、職員という採用ではなく、パート、臨時という、そういう面が非常に多くなっているということで聞き及んでいるわけですが、実際にそういった面での特色的な面というのは、どのようにとらえているのでしょうか。

○ **（経済）藤原主幹**

求人の部分の件数の中でパートの占める割合というのは、実際には70%近くがパートの求人という形で聞いております。

○ **渡部委員**

ただいま、経済情勢、それから雇用市場についてお聞きいたしました。

商工課長が言われるとおり、幾つかの調査を進めてその対策を講じていく。実は、手元にも13年の3月で卸売業関係、それから平成10年度の労働実態調査、さきほど主幹の方から、これを見てくださいというふうな、前田委員の質問に対して、そう言われていました。

従前でありますと、こういう調査をいたしました。生産者なり商業者からこういう声が上げられています。しかし、分析という面では、調査した面の中には分析というやつがなかなか正しく載っていない。分析と同時に、今、小樽に必要な、そういうものをきちっと載せてもらうということになれば、これをもらった市内の企業者なんかでも方向性という面がわかるのではないのかな。ただ調査をしたそのものだけのデータでいくならば、それは民間の企業と、例えば市役所という上から来て差があるというだけにしかとらえられないのです。

さきほど若者定住の話をしました。若者がなぜ小樽に定住できないかということ、その理由の一つは、小樽と札幌の賃金が違う。小樽と札幌の労働条件、就労条件に違いがあるということです。それも若者なら若者の主張であり、一般的に言う雇用のミスマッチということで表現されていることなのです。そういうやつは、しっかりとなくしていく、そのギャップに対してどう啓蒙していくのか、正しく伝えるのか、あるいは指導していくのかというのが重要でないのかな、そういうふうには私は見るのですけれども、いかがなものでしょうか。

○経済部長

確かにおっしゃるように、この調査の結果について、内容を結果が示しているのかということについて正確に把握することは、いろいろな企業においても行政においてもそうなのでしょうけれども、次の対策を練る上で必要だというのは全くおっしゃるとおりだと思います。

それで、労働実態調査なんかにつきましては、これは、それぞれの企業にその調査の結果についてお渡しをするという形をとっておりまして、調査そのものの源点といいますのは、各企業が、自分が市内の中で、労働時間にしても給与にしても、どういう位置にあるのかということについて知っていただきたい。そういう中で、もしも一定の水準以下であるのであれば、そこに向けて努力していただきたいという趣旨も込めて、こういう調査をし、その結果を配布しているという状況であるわけでございます。

ですから、今まさに渡部委員がおっしゃったように、そのギャップといいますか、労働条件の違いというものについては、その中で推し量っていただければということの意味合いが強くあるわけです。

今後の調査、いろいろなことをやっていくわけですが、その中でも、そういうふうなことが推し量れるような部分について、記載の仕方についてもいろいろと研究をしてみたいというふうに思っております。

○渡部委員

特に、前の委員会なんかでも指摘があったと思いますけれども、卸売業関係の調査の報告書、この中で、ご承知のように、行政に対する要望等ということ、今回の代表質問で、市長への手紙についていろいろありました。一生懸命に取り組んでいるということです。そして市民からの要望だとか、かかわる面については市長もせっせとこたえるために、また答えを、あるいは考え方を示してきている。

こういう生産活動だとか営業活動だとかといった面で、一つの調査で行政に対する要望が出た場合は、その調査したところについては責任を持ってこたえていく。だから、こういう要望がありました面は、何年の何で、あるいは、こういう市の助成事業がありますが、こういう融資制度がありますが、それから何年には、こういう面でこうして、また、その点については十分に受け止められるので、こうしていきたいだとかといった、そういう連携をしっかりとして上げていくことが大事なのかな。そのことによっていろいろな面での調査もできるだろうと思う。

私は、この後、例えば市の任用問題が今出ている。市内の継続して雇用か再雇用というのは、どういう実態にあるのか。しかし、職種別にしてもなかなかとらえられないというか、そういう面なのです。そうすると、ギャップの問題だとか何とかということになる。

しかし、ギャップの問題があったにしても、どこがその一つのレベルなのか。小樽の実態が、民間がこのぐらいのレベルにあるから、市のやることに對してどうだこうだという感情論だけではだめなのです。底上げを全体的にして、さきほど、なぜ小樽から若者が出るのかという、賃金の違いだとか条件の違いだとか、そういう面。だから、小樽も民間企業を含めてレベルを上げていく、こういう面を図っていくということ でなければ、いつまでもレベルが低下していくだけで、そのレベルに合わしていくようなことをやっ ては、小樽は市の活力を見出すことはできないであろうという面 で、こうした一つ一つの調査をして、こたえていこうという、反映させていくという、そういう面を経済部はこれから考えていただきたいというふうに思います。

それから、民間企業で、実際に再雇用、あるいは継続して雇用、あるいは定年延長という、そういう動きについて改めてお聞きいたしますけれども、掌握はされているのでしょうか。

○（経済）商工課長

前段にございました調査に対するご要望、市民の皆さんなり企業の皆さんにフィードバックしていくべきだという、当然そのとおりだと思っています。

それで、私どもが一つの調査をやるときに、必ず市に対する要望というのを聞いて、後ろの方に一覧表で載せるようにしております。特に、卸売だとか物流の調査をやりますと、経済部にかかわらず、インフラの整備だとか道路問題だとか、そういう要望もかなり出てきます。それにつきましては、一応、私どもとしてはすべて各原部に振って、応援等ができるものはしながら一部やってきておりますので、今のご指摘も含めて、さらにその辺を充実していくということは考えていきたいと思 いますので、ご理解をいただければと思います。

○（経済）藤原主幹

雇用延長等の関係につきましてはですが、労働実態調査の中で調査させていただいてはおりますけれども、その具体性について、再雇用なのか雇用延長なのか、又は定年延長のものなのかという詳細につきましては調査は行っておりません。

今後につきましては、そういうような調査項目の検討等をさせていただきたいと思 います。

○渡部委員

正直言って、こういう状況にあり、非常に厳しい経済状況を迎えているという中で、一つ一つの質問をしていくということになると大変な時間を要する。しかし、何とかしなければならない。

それで、現状を底として、1日も早く活力の見いだせるような方向をしっかりと持って、今後とも一生懸命に取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○副委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、共産党に移します。

（市長入室）

○新谷委員

小樽商工信組の問題について

初めに、小樽商工信組の問題でお尋ねします。

市長には、直接お伺いしたいこともありましたけれども、出席になっておりますので、初めは、受入れ金融機関についてですが、地域からは、信組の譲渡、なくさないでほしいという要望が大変大きいものがあると思うのですが、新聞報道によりますと、小樽商工信組の受皿を探していた北海道信用組合協会は、小樽市や小樽商工会議所が金融管財人に、小樽信金を受皿にしてほしいと要望したことで、地元以外の金融機関がそこに入り込む余地がないということで、候補推薦を断念する一因となったというふう に出ているのですが、このこと に対してどういうふうにとらえていますか。

○**経済部長**

私たちが信組の破たんの流れを一連の新聞報道も含めて流れをいろいろ見てきた中では、信組協会としては、これまで何件かの破たんがあって、この2年かそのぐらいの間に、そういうことも引き受けてきた経過があるのです。そういう中で、信組協会そのものの体力といたしますか、それは非常に落ちてきているなというふうには私たちは見ておりました。

そういう中で、信組の協会に預けることがいいのかどうなのかということが、まず一つあったわけですが、いろいろな経過を踏まえて信金をお願いをしていこうかということになってきたのですが、その後に、信組の協会の方で、新谷委員がおっしゃったような形のコメントといたしますか、発表されたということがあったわけで、私たちとしては、コメントそのものは、どこまで信組の協会の体力そのものを反映しての発言になっているのか、それらについては、正直言って、そういうことなのかなというふうな若干の疑問といたしますか、そういうものを持って受け止めた次第です。

○**新谷委員**

それから、これより先に、また新聞報道なのですが、市と商工会議所が、小樽信金を選定要望したのは、10月に北海信金と道央信金、夕張信金の3信金が合併することによって、小樽信金の包囲網が形成されるわけで、それで、小樽商工信組の事業を譲り受ける経営規模の拡大に踏み切られたというふうな報道があるのですが、その事実はどうなのですか。

○**（経済）中小企業センター所長**

そういうことは承知しておりません。

○**新谷委員**

何か、いとも簡単にお答えいただいたのですが、もう少しちゃんと、こういうことは調べていただきたいなというふうに思いますけれども。

○**経済部次長**

ただいまお話がございましたが、今回、小樽信金をお願いしたという経過といたしますのは、破たんという形、そういった形になりましてから2週間という中で、特に、どちらの金融機関からも名乗りの上がらないという中で、小樽市といたしましては、1日も早く受皿金融機関というものの一つの候補というものを挙げることが、今現在、信組と現に取引ある方で不安をいろいろ抱いている方にとりまして、そういったものを解消するためには、そういった一つの候補というものがあった方がいいだろうという考え方から、さきほど部長からもお話ししましたように、信組全体の体力の問題等も勘案した上で、小樽信金ということでお願いをした経過もございまして、私どもが承知している限りは、北海信金の合併うんぬんということとは、直接的に連動したものではないというふうに考えてございます。

○**新谷委員**

それでは、一番先に質問しました北海道信用組合協会と市とは直接お話ししたことはないですね。

○**経済部次長**

お話し合いをしたことはございません。

○**新谷委員**

小樽商工信組の営業店長会は、金融整理管財人に譲渡先を信組にするように要望していました。その一つの理由として、信組の職員の再就職の問題を挙げています。小樽信金は、職員受入れの意向はあるのでしょうか。

○**経済部次長**

今まだ小樽信金に特に受皿として決定したという段階でございせんけれども、基本的に、小樽市といたしましては、そういった店長会議の中でのお話なんかも新聞報道等で承知しておりまして、受皿を決めていただく場合に、

そういったものが一番、私どもは取引先のそういった金融の不安感を払拭するのと、お勤めになっている職員の方、それから店舗の問題、こういったものに不安がございますというふうに考えておりました、市長の方で、それぞれ金融整理管財人、それから、一応検討をするということで名乗りを上げていただきました小樽信金の方には、市長と商工会議所の会頭という形でともに、そういった３点につきましては要望させていただいているということでございます。

○新谷委員

職員のこともお願いしているということですね。

○経済部次長

はい。

○新谷委員

それに対しての信金側のコメントというか、そういう返事はどのようなのですか。

○経済部次長

今、金融整理管財人につきましても、小樽信金にしても、基本的にはまだ決まっていないという中で、金融整理管財人の検討の中では、当然、そういったことも考慮してお考えいただけるというようなお話もございましたし、信金の方も、そういった要望の趣旨についてはご理解をいただいていると。

ただ、実際にどういうふうになるかというのはまだ決定していないものですから、一応、そういった趣旨は伝わっているというふうに考えてございます。

○新谷委員

信組に勤めている職員の方々は非常に不満を持っているのです。そういう話も直接聞いていますけれども、私が心配するのは、札幌の小樽商工信組の優良企業、正常債権ですが、そこは北央信組が店舗と職員は要らないよと。優良な部分だけもらうのだということを新聞報道されていますので、そういうことを非常に心配するのですが、その点で、改めて職員の採用ということを強く要望していただきたいというふうに思うのですけれども、市長は、実際に参加されていますので、その点いかがですか。

○市長

今、経済部次長がお答えしたように、管財人もそういう点は十分配慮しながら、そしてまた、市が、そういった一応名乗りを上げた金融機関にそういう働きかけをしてくれていることに、ありがたいと、ぜひよろしくお願ひしたいというようなことを言われていましたので、これからもぜひたくさん引き取ってもらえるといいですが、まだ結果はわかりませんけれども、そういう努力はしていきたいと思います。

○新谷委員

それから、商工信組の組合員の融資を受けているのは二千五、六百ということですが、純粋に運転資金で利用しているのは五、六百ということです。

この間、総代の方72人にアンケートを取りました。これ以外にも利用されている人で、非常に不安を持っている人は多いと思うのですけれども、この総代以外の人たちの声というのはつかんでいるのですか。

○（経済）中止企業センター所長

私ども、このアンケート調査をする前に、小樽信用組合の整理管財人に利用者のリストを出していただきたいということで、そういうことをもとに、できるだけ多くの人のアンケートを取りたいというふうに考えたわけですが、守秘義務ということで断られましたので、私どもが入手できる総代のメンバーにアンケート調査をした、こういうことでございます。

○新谷委員

小樽市緊急安定経営資金について

小樽市緊急安定経営資金の相談ですけれども、相談と、それから実際に融資を受けられた、代表質問を聞いていましたけれども、あれから日にちがたっていますので、直近の件数を教えてください。

○（経済）中止企業センター所長

相談件数と用紙を交付したというのは実際的には違うので、うちの方へ相談に来て、2回も3回も来るわけにいかないで、迷惑をかけないように、同時に申込書を交付したというふうに理解していただきたいのですが、あっせん申込書を交付したものは、昨日現在で34件ございます。失礼しました。うち、申請が15件ありまして、融資を決定したものは6件、それから保証付き融資に回ったものというか、そっちの方で融資を受けられたものが2件、審査中のものが2件で、申請はしなかったが、保証付きで融資を受けられたものは5件、こういうふうになってございます。

○新谷委員

この間、相談を受け付けてきまして、件数の割りには融資を受けられる人が何か少ないような気がするのです。この市の制度は保証人が必要ですから、保証人がネックになって借りられないとか、あるいは、みずからあきらめるというか、そういう人たちはいなかったのでしょうか。

○（経済）中小企業センター所長

相談件数の中には、そういうこともあるのかもしれませんけれども、私が知っている限りでは、今すぐ融資が欲しいというか、今すぐお金が欲しいということではなくて、破たんしたために、秋口だとか年末だとかの融資をいろいろと心配する、そういう意味での相談というものもございましたし、こういう制度があるということで、そのときに申込書を交付した、こういう例もございますので、全部が全部、そうであるかどうかというのはわからない部分もありますけれども、私は、そういうふうに感じております。

○新谷委員

信金の職員のお話では、2年前から、金融庁の融資についてすごく指導が厳しくなって、貸したくても貸せないことが多いのだということも聞いています。

政府が不良債権の早期処理ということで出されておりますから、最初から対象になっているところも多いのではないかなという心配をするのですけれども、どうなのでしょう。

○（経済）中小企業センター所長

国に移った検査と道に移った検査というのは、基本的には、国のマニュアルに応じて道もやっていたわけですので、私は、それほど違ってはいないのではないかなというふうには感じておりますけれども、ちまたでは、いろいろなことを言われているということは承知しております。

○新谷委員

そうではなくて、そういうのもあるかもしれませんが、不良債権の処理というのが政府から方針が出されているわけでしょう。だから、そういう対象になったところが多いのではないかなということなのです。

○（経済）商工課長

国の不良債権処理につきましては、具体的な実行というよりも、まだ今の段階では大手行を中心に、大手12行、16行と言われていますけれども、そこを中心ということで今政策が示されているわけです。

ですから、不良債権処理ということで、国の指導なり基準が、今、例えば小樽の例にあります商工信用組合だとか信用金庫にストレートに合って、それらをもとに融資の実行を非常に難しくしているのだかということは、真っすぐそういうことではないのだらうというふうには理解しております。

○新谷委員

さきほどの総代アンケートでも、小規模の取引が多いというふうにありました。商工信組の職員の方に聞いたら、やはり100万円ぐらいの小口取引の人が非常に多いのだというふうにほとんど聞いています。

また、商工信組の営業店長会は、さきほど言いましたが、要望事項の中に小樽信金への譲渡では融資を受けられない顧客が出てくる可能性があると言っていました。今まで信金あたりが貸してくれなかったお金も商工では借りられたということですけれども、信金と信組では、法律上の目的も違います。そういうことを考えたら、商工信組が果たしてきた役割というものを信金が果たせるのかという疑問があるのですけれども、それはいかがですか。

○市長

非常に難しいのでしょうけれども、要するに聞いたところによりますと、従来は、道の検査で終わっていたやつが、今度は金融庁の検査といいですか、そういう検査になって、検査の基準が非常に厳しいということは聞いていますので、ですから、場合によっては、商工信組であっても、そういう審査基準でもって、今まではあっても、今後は融資が受けられないということにはなってくるのだろう、そういうことは言えるのだろうと思います。

○新谷委員

一生懸命に働いても、不況でなかなか収益が上がらないという方たちがいっぱいいると思うのですけれども、そういうときはどうするのかということが今度の大きな問題だと思うのですけれども、その点では、小樽市緊急安定資金というのは、本当によかったなというように思っているのですけれども、秋口から資金繰りが大変になるだろうというふうに言っている人たちは多いのですけれども、来年1月31日までですよね。さきほど収入役からも、新しいこの融資制度について研究していきたいということをお話しされましたけれども、その緊急安定資金にかわるそういうものがつくられるということになるのか、もう1回確認したいのです。

○（経済）中小企業センター所長

この制度にかわるものができるかどうかについては、今まさに収入役を座長とした検討会でいろいろな角度から検討してございますので、今ここで明確に、できるとかできないということはお答えをすることはできません。

○新谷委員

何かさっきの収入役のお話とちょっと下がったような気がするのですけれども、新しい制度に向けてやっていくということですから、ぜひ借りやすい、そういう制度にしていっていただきたいと思います。

今、市長から監督の問題が出ました。これまでは商工信組は道の監督指導にあったわけですね。1年半前までです。ですから、私は、道にも責任があるような気がするのですけれども、8月9日の経済常任委員会の会議録を見ましたら、市長は道に対して、いろいろ注文してきたと言っていますが、その後、そういう無担保・無保証人とか、いろいろ言ってきたと書いてありましたけれども、道の回答というのはどうなのでしょう。

○（経済）商工課長

今回の商工信組の関連で北海道とはかなり密接に連絡を取りながら、特に、後志支庁の経済部なり、地元にも商工労働事務所がありますので、そこにも相談窓口を設置していただいたり、いろいろなご協力をいただいて、ある意味では、地域経済を守るという同じ立場で、北海道庁も金融課を中心にいろいろご協力いただきました。

市の方からも、市長を先頭に、いろいろなお願いもしてきました。特に、北海道が持っています金融変動対策特別資金という制度の弾力的な運用というのですか、ここにある保証人の関係とか担保の関係とか、弾力的な運用をお願いしたいということ。また、信用保証協会に対しても、同じく柔軟な姿勢で今回はぜひお願いしたい、こんなことをお願いをして、北海道も経済部長を中心に、信用保証協会に足を運んでいただいたり、いろいろな形で私どもの要請活動にこたえていただいているというふうには思っております。

それで、現実には、結果として保証協会も含めた保証については弾力的な対応をしていただいているというふうには私どもは理解しております。

○新谷委員

同時多発テロ事件について

これは市長にお聞きしたいのですけれども、議会では、アメリカで起きた同時多発テロ事件に対して、それを糾

弾していくとともに、テロの根絶を目指して、法と理性に基づいて問題の解決を図るようにということで全会一致で決議しました。

そのような決議だったのですけれども、市長は、この同時多発テロに対して、今、軍事力で制裁しようとする動きが実際に動き出していますけれども、それに対してどのようにお考えですか。

○市長

報道を聞いていますと、アメリカ大統領は、これは戦争だという認識の下で進んでいるようでございますし、それから、国連も安保理でも決議をしたとかという情報もありますけれども、いずれにしても、いわゆる見方といたしますか、民主主義なり、それから世界の人民に対する攻撃といたしますか、そういう観点でいろいろと議論されておりますので、どういう措置が、平和的に処理できれば一番いいのでしょうかけれども、アメリカの国民といたしますか、国民感情からいって相当なものがあるような気がしてしまして、私としては、何ともコメントしようがないといたしますか、気持ちとしては、そういう軍事力じゃなくて法と理性に基づいて解決してくれれば一番いいな、こういうふうに思っております。

○新谷委員

政府は、アメリカが軍事で報復攻撃に踏み切った場合に、輸送とか補給などを自衛隊派遣をする中でと報道されていますが、これは憲法違反じゃないかと思うのですけれども、市長はどうお考えですか。

○市長

これも報道しかわかりませんが、政府の方で、どこまで後方支援できるか、それは法的に整備しようというような話もありますし、今これから来週27日から臨時国会も始まって、そういったものの議論があるようですから、今、そういった議論の経過を見ていきたいなと思っております。

○新谷委員

なぜこういうことを聞くかということ、小樽の港のことを非常に心配するのです。この事件を受けて政府の中には、周辺事態法を拡大したりとか、新たな法律をつくるという動きもあります。軍事評論家は、民間港も今後使用されることも考えられるというふうに言っています。小樽港が輸送、補給、また、その通過点として使われないとは限らないというふうに思うのです。

夏の日に自衛隊の北方機動演習も大規模に行われましたけれども、その際、民間のフェリーを使いまして、民間人そっちのけで上陸したという問題もあります。

ですから、そういうことになりますと、小樽の市民と港がそういうものに利用されるのではないかという心配があるのです。

市長は、港湾管理者として権限があるわけですから、市民の安全と平和な港を守る上で、断固として反対していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○市長

小泉総理が、テロとの闘いを我が国の安全確保の問題と認識して取り組むというふうな決意を示していますから、一つは、そういう方針が決まれば、それに沿った対応をしていかなければならないな、こういうふうに思っています。

○新谷委員

そうしたら、そういう場合には、小樽港に自衛艦が出入港するというのも認めるということですか。

○市長

まだ仮定の話ですから、どういうことになるのか事態がわかりませんから、それは状況をよく見て判断しなければならぬと思います。

○新谷委員

まだ仮定の話ですけれども、そういうことも考えられないことではありません。

さきほど言いましたように、市長は本当に権限あるわけですから、ぜひ、市民と平和な港を守るために頑張っていただきたいなというふうに要望いたします。次に移ります。

○委員長

市長、退席されて結構です。

○新谷委員

朝里共同住宅跡利用について

企画部にお聞きします。

朝里共同住宅跡利用についてですけれども、この跡利用については、住宅マスタープランの再生プログラムでは、朝里共同住宅の後方の小樽市の土地にオタモイ団地の入居者の受入れ先として、もう一棟建設するということになりましたけれども、この跡地利用については、住宅の再生マスタープランも含めて検討し直す、考え直すということでしょうか。

○（企画）中塚主幹

ただいまの跡地利用の関係でございますけれども、考え直すかという点、それからちょっと離れますけれども、まず再生マスタープランは、確かに平成12年度に制定されているわけですが、（仮称）新光団地という形で、この構想の中には載っております。

ですから、ただ場所的な問題とか、こういったことが今後の検討課題ということでよくありますので、考え直すとか、そういった意味合いからではなくて、この再生プラン上では公営住宅の問題は生きている、こういうふうに私どもは認識してございます。

○新谷委員

生きているということは、あの跡地に建てられるわけですね。

○（企画）中塚主幹

場所的には、跡利用の関連でのご質問なのでしょうけれども、新光団地という、仮称的にそういうような基本構想があるということで、直ちに跡利用に結び付くかどうかは、まだ今後、先般の前田議員の代表質問にもお答えしておりますけれども、あらゆる観点から、これから検討に入るとことでございますので、いろいろ要素がございますので、今後、これも一つの検討材料の要素には入ろうかなとは思います。

○新谷委員

地域の住民からは、長い間、児童館を含めたコミュニティセンターを建設してほしいという要望が出ています。

それで、おととしの第2回定例議会での私の代表質問に、市長は、朝里新光地区におけるコミセンの建設については、東南地区を優先して整備すべきものとする、そして、この跡地は有力な選択肢の一つとして考えるというふうに答弁されているのです。

こういう地域からの要望もあるわけですが、稲北コミセンのように住宅と合わせた、ああいう複合的な施設というのを建てられるのではないかなと、それを待ち望んでいるのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○企画部長

確かに、10年来になりますか、いろいろ議会論議の中で、そういったお話もありますし、あるいは21世紀プラン実施計画上の点でございますので、朝里、新光、桜町、望洋、こういった地域の行政需要も見極めた上で、そ上にのっかっていますコミセン、あるいは、そのコミセンの機能としては児童館機能も必要だろう、そういう議論もございましたので、そういうことを視野に入れながら、今後、早い時期に一定の方向性を見いだしていきたい、こう思っております。

○新谷委員

今、前向きな答弁をされていましたが、コミセン建設の事業費ですが、第2次実施計画で3,400万だが600万だけついておりますので、ぜひ早急に立ち上げていただきたいというように思います。

雑居ビルの火災予防査察について

それから、次は消防についてお伺いします。

雑居ビルの緊急査察をしたわけですが、火災予防の査察は全部終了しましたか。

○（消防）予防課長

このたび歌舞伎町のビル火災を私ども重く見まして、特別に査察を実施した対象物につきましては92件、このうち飲食店が483店舗入っております。今回は、これらの査察をしてございます。

このほかに、消防がとらえております食堂、喫茶、飲食店と申しますか、これらが約300店、これは一般の小規模な店舗でございますけれども、これらについては立入検査ということではなく、放火危険防止のチラシ等を配布して790余りをやってございます。

○新谷委員

これは毎年査察というのはやっていると思うのですが、違反している部分というのは何%ぐらい改善されているのですか。

○（消防）予防課長

今回の査察の結果を見ますと、前回指導した不備事項のうち、改善されているのは数%ということでございます。

○新谷委員

建物も相当古いのではないかと思いますけれども、建築年数というのはどのぐらいなのですか。

○（消防）予防課長

これらの対象物についての経緯は調べてはございませんけれども、昭和20年代からの建物など、個々に調べてみますと、かなりございます。

○新谷委員

昭和20年代というと本当に古いのでしょうかけれども、古い上に数%しか改善されていないというのは、非常に危険極まりないと思うのです。毎年のように査察をして改善されないというその理由はどういうことなのでしょう。

○（消防）予防課長

今回の査察を踏まえまして改めて分析して見ますと、飲食店と申しますのは、ほとんどがたな子と大家と申しますか、テナントとオーナーの関係がございまして、その中で、今言いましたように古い建物が大半だということで、新たに消防設備を設置することになりますと、改めて多額の資金が要るなど、資金的にはそんなところかなと思います。

それから、防火管理体制と申しますか、防火管理者を設置したり、消防計画を作成して届出をしたり、訓練をしたりという、これらのことについても、各テナントの従業員が小人数であったり、また営業が夜間に集中するなど、こんなことから、非常にまとまりと申しますか、団体的な行動がとれないということなどが、なかなか改善に結びつかないことかなと考えております。

○新谷委員

そうであっても、火災の危険性というのは本当にあるわけですから、それでは、資金がなかなか大変で設備もできないという問題があるとしたら、どういうふうにしてその予防をしていくのですか。

○（消防）予防課長

まず、今の不備事項については、消防設備関係などについてはハード面、それから防火管理等についてはソフト面と申しますか、こんなところで分けてみますと、まず、消防設備の設置につきましては、一応、私どもが立入検

査をして不備事項があった場合は、指導書というもので指摘して、それを交付するわけですが、これからは、ただそれだけにとどまらず、一定期間放置されたものについては改善命令による改善計画書の提出などを求めて、設備設置、維持管理の徹底を図っていきたいと考えています。

それから、防火管理関係につきましては、防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練の実施など、これは11月に防火管理講習会を予定しております。

この中で、特に今回の飲食店関係者に対しては、組合などを通じて受講を呼びかけ、この中でいろいろ指導したいなど、このように考えております。

なお、避難救助、消火訓練などについては、天神町の方に防災消防研修センターがございますので、この利用などを組合に働きかけたところでございます。

○新谷委員

来年は、もっと改善されているように要望いたします。

旧朝里川温泉整形外科病院の建物について

それから、朝里川温泉１丁目の旧朝里川温泉整形の建物についてなのですが、この建物については、ご存じのように、暴走族のたまりになったり、また、テレビや雑誌でお化けが出るということで心霊スポットになっているということで、インターネットにまで紹介されていて、付近の人は非常に迷惑を受けているわけです。

前に横田議員が質問をしたことがあると思うのですが、その後、さっぱり前進していないのです。

私の方にも何とかしてほしいということで要望が出たのですが、付近の人は夜も安心して眠れない。もうずっとこういう調子でいるわけです。あらゆる手を尽くして、自分たちで入ってこれないようにしたり、壊されても壊されても入らないように、木で入らないようにしたりとかしているのですが、それでも壊されて入ってこられるのです。

最近では、そういう人たちが、前に住宅があるのですが、そのトラックからガソリンを抜き取って、付近に明かりがないものですから、それをたいまつがわりにして中で騒ぐ。たばこの火はぼんぼん投げるということで、火事にでもなったら大変だという、そういう恐怖心で毎日毎日暮らしているのです。

私、ずっとどういうふうにしたらいかなということ、あっちこっち市の方にもかけ合ったりしてきましたけれども、消防法を見ますと、第３条では、火災予防で、消防長は所有者に対して必要な措置を命ずることができるというふうにあるのですが、その点ではどうなのでしょう。

○（消防）消防署長

新谷委員の質問にお答え申し上げますけれども、当該建物につきましては、昭和60年の８月以降、空き家という形の中で私も毎年査察を続けてきております。

委員ご指摘のとおり、60年以降、年数の経過に伴いまして、窓ガラスが破壊されたり、あるいは開口部、通常の出入口の施錠が壊されたりという形の中で、私どもの扱いの中で管理不良という扱いをしながら、所有者に対して指導し改善もお願いしているところでございます。

長年の経過の中で、平成８年あるいは10年という査察のときに、私どもは改善を申し入れまして、一時的には改善をされるという繰り返しで今日に至っておりますけれども、委員のご指摘にあったとおり、過日、９月４日にも、私どもの所属、あるいは消防署の担当課長も現地を確認してまいりました。

その中で、付近の住民にもお会いしながら、火災予防上の不安であるとか、あるいは騒音に対する苦情であるとかを聞くことができましたし、内部にも入って確認いたしましたところ、幸いにも、中で火を使った形跡というのは認められませんでした。

ただ、委員ご指摘のとおり、心霊スポットという形の中で、たばこの火をつけた状態ではなくて、全く吸われていないたばこを、本数的にいうと百本単位と申しますか、相当数が並べられて、それをもとに若者がスポット的な

部分でのお祭り事と申しますか、そんなようなことをやったのかなという形跡は確かに認められました。

そうした中で、所有者がおります大阪の方に直接電話を入れまして、こういう状況になっているということを申しながら、改善をお願いしたのも事実でございます。

ただ、相手の総務担当の方から文書がほしいということがございましたので、私の名前で、現地の状況の把握も含め、改善をお願いする文書を送ったところ、到着した旨の電話もありましたし、上司の方に文書を提示しながら、今後の改善に向けた検討をしてみたいという電話もちょうだいしてございます。そういう状況でございました。

ただ、今、消防法第3条の措置命令うんぬんという部分につきましては、我々、火災危険が真に迫っているとか、そういう部分での措置は可能なのですけれども、現実の中では、その辺はちょっと難しいのかなというふうには考えてございます。

○新谷委員

確かに、そういう命令を出すということは難しいかもしれませんが、昭和60年以来ですから、長年にわたってノイローゼみたくなくて、だれが来ても、だれが見ていっても何もならないから、何なんだということですから、怒っているのです。怒っているというか、もうあきらめているのです。ですから、市民の安全を守る上でも、もっと厳しく指導していただきたいというふうに思うのです。

○（消防）消防署長

先般、確認した結果でもって相手方にも要望しましたが、なお、現地の方にさらに出向きまして、我々、そういう現実が発生したときの状況というのを確認するすが今までございましたので、付近住民の方に、もしそういう事実が発生して気が付いたときに、私どもの指令室の方にでも連絡をいただくことができれば、その実態を確認しながら、また、警察機関との連絡を取り合ったりしながら、現場を確認して、相手の方に、さらに指導を強めていきたいというふうに考えています。

○新谷委員

狂牛病問題に係る学校給食について

次は、学校給食のことなのですが、今、狂牛病のことで大変大騒ぎになっているわけなのですが、学校給食で牛肉はどの程度使われているのですか。

○（学教）学校給食課長

学校給食におきます牛肉の使用でございますけれども、冷凍食品を構成する材料の一つとして牛肉を使用しております。その使用頻度といいますか、月1回程度の使用でございます。

○新谷委員

今問題になっている千葉県とか茨城では、学校給食に牛肉を使うことをしばらくやめるということが出ています。ここに書いていますけれども、やはり安全性がはっきりわかるまで、生徒たちの命の問題ですので、牛肉を食べてヤコブ病との関連性も指摘されていますので、私は、安全性がわかるまで少し控えた方がいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（学教）学校給食課長

ただいまの狂牛病についてのお尋ねでございますけれども、狂牛病にかかった牛の生乳や乳製品を食べましても人間には害がないとされていることもございますし、脳やせき髄など、特殊な部分といいますか、その部分を食べない通常の食生活では心配することはないという労働厚生省の談話もございました。

私ども学校給食におきます牛肉の使用につきましては、道教委等から情報を収集するなど、関係機関と連携をとりまして対応してまいりたいと考えてございます。

○新谷委員

厚生省の発表というのはいつも後手後手になって、問題が起きてから、こういう問題があったということで何か

信用できない部分もあるのです。

これは個人的な感情としまして、実際に、これはたくさん食べたケースでしょうけれども、ハンバーグを食べた7歳の子どもが、これはイギリス人ですけれども、そういう病気にかったという症例もありますし、それから、ヤコブ病に似た病気で、名前が長たらしいので思い出せませんけれども、そういうような関連性も指摘されているのです。ですから、心配するのです。情報収集しても、安全ということが本当に確認されるまで控えた方がいいのではないかなと思うのです。

○（学教）学校給食課長

確かに、最初のお話で、千葉県で牛肉の使用を中止したというお話もございますし、安全な学校給食の提供が私たちの使命でございますので、さきほども申し上げましたけれども、正確な情報を入手いたしまして慎重に対処してまいりたい、そう考えてございます。

○新谷委員

中国語の観光ガイドマップについて

これは質問というよりもお願いなのですが、経済部にお願いしたいのですけれども、実は、さっき中国語の観光ガイドマップができたということです。私も見せてもらったのですが、ガイドマップが簡体字で書かれていないのです。ガイドマップが難しい字で書かれています。

今、中国本土では略した字なのです。それで、これから小樽市もポートセールスなんかで中国本土といろいろとやっていきたいとか、中国ともっと関係を持っていきたいという段階ですよね。中国本土からも団体でお客さんも来るような時代になりました。

ほかの都市では、難しいものと簡体字と必ず二つつくっているのです。ですから、ぜひ今後のことを考えて簡体字の方もつくっていただきたいというふうに思うのです。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

ガイドマップの件でございますが、今現在のマップは、近年、台湾からの観光客の小樽への入込みが非常に多いということで、中国本土よりも先に作成をいたしました。今後、簡体文字のガイドマップも作成予定でございます。

○委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。